

令和4年第2回三島町議会6月定例会会議録

招集年月日 令和4年5月31日

招集の場所 三島町役場

開 会 令和4年6月23日 午前10時00分 議長宣告

応招議員 8名

1番	矢 澤 昇	2番	二 瓶辰右エ門	3番	五十嵐 健 二
5番	長谷川 清 雄	6番	二 瓶 俊 浩	7番	菅 家 三 吉
8番	大 竹 克 昌	9番	青 木 喜 章		

不応招議員 なし

出席議員 8名

1番	矢 澤 昇	2番	二 瓶辰右エ門	3番	五十嵐 健 二
5番	長谷川 清 雄	6番	二 瓶 俊 浩	7番	菅 家 三 吉
8番	大 竹 克 昌	9番	青 木 喜 章		

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	矢 澤 源 成	副町長	小 堀 庄太郎
教育長	山 口 浩	参事兼総務課長	鈴 木 庄 蔵
参事兼地域政策課長	小 柴 謙	町民課長	板 橋 淳 也
産業建設課長	渡 邊 浩	生涯学習課長	菅 家 直 人
会計管理者	森 田 勝		

本会議に職務のため、出席した者の職氏名

議会事務局長	小 松 昭
--------	-------

町長提出議案

- 議案第33号 三島町認可地縁団体の印鑑登録及び証明に関する条例
議案第34号 三島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
議案第35号 令和4年度三島町一般会計補正予算
議案第36号 令和4年度三島町国民健康保険特別会計補正予算
議案第37号 令和4年度三島町介護保険特別会計補正予算
議案第38号 三島町監査委員の選任同意を求めるについて
議案第39号 財産の取得について（タンクローリー）

議員提出議案

- 議員提出議案第1号 新型コロナウイルス感染症対策特別委員会報告及び廃止について
議員提出議案第2号 「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出について

継続審査の申出について

開会 午前10時

議事日程 議長は別紙のとおり議事日程を配付した
会議録署名議員を次のとおり指名した

会議録署名議員 2番 二 瓶辰右エ門 3番 五十嵐 健 二

議 事 の 経 過

◎開会及び開議

○議長 おはようございます。定刻でございます。

全議員の出席を見ております。

これより本日の会議を開きます。(午前10時00分)

議事に先立ちまして、去る6月3日、福島市で行われました福島県町村議会議長会定例総会の席上で行われました自治功労者表彰で、五十嵐健二議員が表彰を受けましたので、この場で伝達をいたします。五十嵐健二議員は演題の前へお進みください。

表彰状、五十嵐健二殿。あなたは、多年議会議員として郷土の発展に尽瘁し、地方自治の振興発展に貢献されました功績は、誠に顕著であります。よって、ここにこれを表彰します。令和4年6月3日、福島県町村議会議長会長小椋 眞。代読であります。おめでとうございます。

次に、令和4年4月に人事異動されました新任職員の挨拶を受けたいと思います。

会計管理者の森田 勝さん、壇上で挨拶をお願いいたします。

○会計管理者 おはようございます。

今年4月1日に会計管理者としての辞令をいただきました森田 勝でございます。

会計管理者として、気持ちを新たに誠心誠意務めさせていただきます。今後ともよろしくをお願いいたします。

○議長 これより議事に入ります。

◎会議録署名議員の指名

○議長 日程第1、会議録署名議員の指名でございますが、会議規則第125条の規定により、議長より指名いたします。

6番、二瓶俊浩君、7番、菅家三吉君の両名を指名いたします。

◎会期の決定について

○議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日より24日までの2日間にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日より24日までの2日間に決定いたしました。

◎諸般の報告について

○議長 日程第3、諸般の報告を行います。

町監査委員よりの出納検査の結果報告ですが、事務局より朗読させます。

事務局長。

(事務局長朗読)

○議長 次に、令和3年度繰越明許費繰越計算書並びに事故繰越計算書の報告について、

担当課長より説明をお願いいたします。

総務課長。

(総務課長朗読)

- 議長 次に、地方自治法第243条の3第2項の規定による法人の経営状況及び事業計画が提出されております。担当課長より説明をお願いいたします。

産業建設課長。

(産業建設課長説明)

- 議長 次に、桐の里産業株式会社経営状況報告について説明をお願いいたします。

産業建設課長。

(産業建設課長説明)

- 議長 次に、会津若松地方広域市町村圏整備組合議会の報告について説明をお願いいたします。

8番大竹克昌君。

(会津若松地方広域市町村圏整備組合議会議員説明)

- 議長 以上で諸般の報告を終わります。

◎町長の挨拶並びに提案理由の説明

- 議長 日程第4、町長の挨拶並びに提案理由の説明を受けます。

町長。

- 町長 令和4年第2回三島町議会定例会を開催するに当たり、議員各位のご出席を賜り開会できますことに、敬意と感謝を表するものであります。

東北町も梅雨入りをし、蒸し暑さを感じております。マスクをしていることもあり、町民の皆さんには熱中症への注意喚起をお願いしたところであります。

さて、新型コロナウイルス感染症は、新規感染者数も減少し、海外からの渡航者受入れも再開され、全国的にイベント開催の制限も緩和される等、いよいよウィズコロナの様相を呈してきたところでございます。一方で、重症化リスクの高い60歳以上の方への4回目のワクチン接種が開始されると、まだまだ感染症対策の徹底を求められています。

3月から進めておりました、当町における5歳から11歳までのワクチン接種は、6月20日現在で、対象者44名中15名の方が1回目接種済みで、接種率は34%です。うち2回目まで接種済みの方は8名で、18%となっております。当町においては、7月から60歳以上の方々等への4回目の接種を開始するところでございますが、これまでに増してスムーズに対応できるよう体制確保を図ってまいりますので、基本的な感染症対策へのご協力をお願いするものであります。

それでは、情勢諸般についてご報告を申し上げます。

報告の第1点目は、6月8日に内堀知事が来町されたことであります。あいにくの雨模様でございましたが、只見川第一橋梁ビューポイントからの景観を御覧いただき、現在進めております駐車場拡張事業やSS整備事業についてご説明を申し上げました。また、只見線の全線開通を見据えた利活用方策、ゼロカーボン宣言や、再生可能エネルギーの活用、県立宮下病院基本計画進捗状況等、地域づくり全般についての意見を交換いたしましたところ

でございます。

報告の2点目は、3年ぶりに桐の里ウォークと志津倉山山開きが開催できたことであります。新型コロナウイルスの感染状況が落ち着いたこともあり、人数制限を設けてイベント等を再開したところ、多くの皆さんにご参加をいただきました。新規感染者の発生もなく、これからのイベント等の再開にも生かしてまいりたいと考えております。

報告の3点目は、会津地方振興局が中心となり策定しました「人生100年時代 会津地域自治体広域連携指針」の中で、豊かな自然環境や歴史文化、伝統産業などの地域の宝を生かした地域活性化について、国内最大手のアウトドアサービスを展開する株式会社モンベルと包括連携協定を締結したところであります。これは福島県とも協定を締結している株式会社モンベルが、会津地域13市町村とそれぞれ協定を締結することにより、自治体の枠を超えた多様な広域連携に取り組み、伊豆地域の均衡ある地域活性化と持続的な地域振興を図ることを目的としており、当町においても、美坂高原をはじめとした、自然環境を生かした取組につながるものと期待しているところであります。

それでは、本定例会にご提案を申し上げました議案についてご説明を申し上げます。

議案第33号は、三島町認可地縁団体の印鑑登録及び証明に関する条例であります。

地方自治法第260条の2第1項の規定による認可地縁団体の印鑑登録及び証明に関する手続を定めるものです。

議案第34号は、三島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例であります。

国民健康保険法施行令の一部改正に基づき所要の改正を行うもので、課税限度額を引上げるものであります。

議案第35号は、令和4年度三島町一般会計補正予算であります。

歳入歳出5,560万円を増額し、歳入歳出それぞれ26億5,530万円とするものでございます。

補正の主な内容は、歳入においては、国庫支出金で、低所得子育て世帯生活支援特別給付金として50万円を、そのシステム改修補助金として61万6,000円を、子育て世代への臨時特別給付金として10万円、住民税非課税世帯臨時給付金事業システム改修費、障害者総合支援事業システム改修費としてそれぞれ33万円を、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金として383万6,000円、社会資本整備総合交付金の除雪ロータリー更新に係る1,118万円を増額計上いたしました。

県支出金では、総務費委託金で、就業構造基本調査分として2万1,000円を増額計上しました。

寄附金としては、ご寄附いただきました3団体様分607万4,000円を増額計上したところでございます。歳入不足を補うため、繰越金を2,401万3,000円増額計上し、雑入では雪害により修繕や解体する施設の共済金として4施設分、700万円を計上いたしました。町債では、会津若松地方広域市町村圏整備組合消防施設整備費負担金に緊急防災・減災事業債が該当することから、160万円を計上したものでございます。

歳出においては、総務費から教育費まで、人事異動等による給料、職員手当の上限を計上いたしました。

総務費の財産管理費に荒屋敷公民館の屋根、水抜き栓の修繕料として92万5,000円、電

算管理費ではセキュリティー対策に係る静脈認証システム構築費用として、撤去処分費として5万3,000円、委託料849万円、使用料及び賃借料49万4,000円を計上しました。統計調査費は、歳入で計上した就業構造基本調査分として、消耗品費1万5,000円、通信運搬費6,000円を計上いたしました。

民生費では、社会福祉総務費で、人事異動による人件費分として国民健康保険特別会計繰出金で290万円を増額し、介護保険特別会計繰出金では114万8,000円を減額いたしました。

社会福祉施設費では、この冬に、暖房設備の不具合により抜本的な対策が必要となっておりました高齢者生活福祉センターの改修費として委託料に100万円、工事請負費に2,100万円を計上いたしました。

児童措置費については、負担金補助及び交付金に、子育て世帯への臨時特別給付金10万円及び低所得者子育て世帯生活支援特別給付金50万円、システム改修費として委託料61万6,000円、前年度精算金として償還金利子及び割引料に41万円を計上いたしました。

衛生費の予防費には、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業として、報酬費から委託料まで総額383万6,000円を計上いたしました。

農林水産業費では、農業振興品山菜加工場倉庫屋根修繕料として330万円、中山間所得確保推進事業として委託料に332万円、農業生産環境整備事業補助金に31万7,000円を計上しました。

畜産振興費では、物販にかかる旅費20万円、林業振興費では、森林景観整備事業として委託料100万円を計上いたしました。

商工費では、観光費の需用費、修繕料に道の駅舗装修繕と、美坂高原農園管理棟修繕費として218万3,000円。工事請負費に、道の駅駐車場拡張整備に係る水道管布設替え及び電力線引込復旧移設工事費、美坂高原あずまや解体工事費を合わせて1,156万7,000円を計上いたしました。

土木費では、道路維持費の需用費、修繕料に町道補修分120万円、原材料費にガードレール購入費39万4,000円を計上し、住宅管理費の需用費修繕料に町営住宅修繕分30万円を計上いたしました。

消防費では、非常備消防費の需用費、光熱水費に滝谷防火水路揚水ポンプ電気料16万8,000円、消防施設費の需用費、修繕料に滝谷防火水路修繕費用として130万円、工事請負費に滝原火の見やぐら解体費90万円を計上いたしました。

教育費では、中学校費に、消火器処分に係る手数料5万2,000円を計上したところがあります。

議案第36号は、令和4年度三島町国民健康保険特別会計補正予算であります。

歳入歳出290万円を増額し、歳入歳出それぞれ1億9,353万1,000円とするものです。

補正の主な内容は、国保税の本算定による税額算出により、歳入において国民健康保険税の一般被保険者国民健康保険税では197万4,000円の減、一般会計繰入金で職員人件費分290万円の増、繰入金の国保基金繰入金で197万4,000円を計上いたしました。

歳出においては、人事異動に係る職員人件費の給料、職員手当町債費では290万円を計

上いたしました。議案第37号は、令和4年度三島町介護保険特別会計補正予算で、歳入歳出109万5,000円を減額し、歳入歳出それぞれ4億5,074万8,000円とするものでございます。

補正の主な内容は、人事異動による人件費の減額で、歳入では、その他、一般会計繰入金で115万6,000円を減額し、歳出では一般管理費の給料、職員手当等、同額を減額するものであります。

議案第38号は、三島町監査委員の選任同意を求めるについてでございます。

本年8月17日をもって任期満了を迎えられます菅家壽一氏は、平成30年8月18日より1期4年にわたり監査委員を務められ、高い識見と倫理感をもって町財政執行にご意見、ご指導を賜ったところであります。このたび任期満了を迎えるに当たり、再度選任いたしたく、ご同意をお願いするものであります。

以上、本定例会にご提案申し上げました議案についてご説明を申し上げます。

なお、議案につきましては担当課長をもってご説明を申し上げますので、何とぞよろしくご審議を賜りますようお願い申し上げ、ご挨拶並びに提案の理由の説明といたします。

○議長 お諮りいたします。

休憩をとりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 それでは、10時50分まで休憩といたします。(午前10時40分)

◇

◇

◇

○議長 再開いたします。(午前10時50分)

◎一般質問

○議長 日程第5、一般質問に入ります。

通告者は3名であります。順番に発言を許します。

2番、二瓶辰右エ門君。

なお、持ち時間は、ただいまから11時51分といたします。

○2番 議席番号2番、二瓶辰右エ門であります。今回もトップバッターで質問をさせていただきます。

今年は、例年より4日早い梅雨入り宣言だそうですが、あまり今のところ雨は降っておりませんが、いよいよ本格的な雨降りの季節となつてまいりました。大雪の季節もやっと過ぎたと思っていたのもつかの間、今度はもう梅雨の時期であります。豪雨や土砂崩れによる災害が起こる時期となりました。報道機関も、大災害に見舞われた過去の映像を流すなど、災害への備えに注意を呼びかけているところであります。

そこで、今回の質問は、三島町の防災行政、防災対策を中心にお伺いをしたいと思っております。どのような方針で、あるいはどのような計画の下に、災害被害を最小限に食い止めようとしているのか。さらには、私たち住民がなすべきことは何なのかを明らかにしていきたいと思っております。また、こうした議論をする中で、課題や足りない点などにも気づいていただくことを願っております。私からは、防災行政に対する具体的な提案などもしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

我が国は、気象条件や地質構造などから、災害大国と呼ばれております。古くから自然

災害による被害をこうむってきた土地柄であります。災害は忘れた頃にやってくるなどと言われますが、これは災害大国であるがゆえに、常日頃から災害に備えていなければならないという戒めの言葉であろうと思うのであります。

しかし、最近の状況を見てみると、災害は次から次へとやってくると言いたくなるような状況が続いているのであります。そこで重要になってくるのが事前の備えです。

1995年、平成7年に発生した阪神淡路大震災、記憶にも新しい2011年の東日本大震災などの経験を踏まえ、今や、国や自治体を挙げて災害対策が行われているところであります。非常時にすぐに行動がとれるよう、災害対策基本法などの法整備も着実に進められております。

災害対策基本法は、防災計画の作成、災害時の応急対策、災害予防などの役割を明確にすることで、国民の命と財産を災害から守ろうとする法律でございます。いつ起こるか分からない万が一の事態に備えて、計画的に国民の命を守るために制定された法律です。県や市町村はこの法律に基づいて防災会議を設置し、地域防災計画を策定し、訓練や調査研究あるいは広報活動を実施しているわけでありまして。我が町でも、この法律に基づいて、三島町防災会議設置条例や三島町地域防災計画が策定をされております。

そこで、初めの質問は、災害から私たちの、私たち住民の命と財産を守るために、どのような考え方で業務に取り組んでいるのかについて伺っていききたいと思います。

災害の種類は水害からいろいろ、火山噴火まで多種多様であり、我が町にどのような災害が発生するかを予測することは極めて困難であります。しかし、様々な調査研究や行政機関の取組により、災害が発生するおそれがあると言われている危険区域などについては、一定程度把握することができるようになっております。

皆さんは、防災マップを御存じでしょうか。私も今日手元にこういうのを持ってきましたけれども、これたしか3年か4年前に配られて、もう一回こういう形で新しく、非常に見やすいコンパクトな形でマップがつくってあります。ただ、これは危険箇所、浸水被害のためのハザードマップにはなっておりません。どうぞ皆さん、もう一度、家の中にあると思いますので、御覧いただければというふうに思っております。したがって、見ている方も結構多いのではないかと思います。そこには、土石流危険区域、急傾斜危険区域、地滑り危険箇所、雪崩危険箇所、そして避難所及び避難場所が記載された行政区ごとの地図が掲載されております。これこう開くと、宮下地区はここだよ、西方地区はここだよというふうに、すぐ開けるような状況になっております。必要な情報をコンパクトにまとめた非常にいいパンフレットになっておりますので、ぜひともじっくり御覧いただき、常に身近に置いていただきたいと思いますのであります。こうした取組の積み重ねが減災、災害を減ずる、被害を最小限にする防災活動と言えるのではないのでしょうか。

ただ、パンフレットにある、避難勧告という言葉が出てきますが、これは昨年5月より避難指示ということで、避難勧告は使わないことになりましたから、これも一部改正しなくてはならないし、あと地区ごとの地図が非常に細かくて、自分の家はどこかを見定めることがなかなかこれ上ではできないのではないかというふうに思います。したがって、これを地区ごとに拡大したもの、あるいは避難経路まで示したようなものの作成が望まれ

るというふうに私としては思っております。

防災対策を研究し、自らも災害活動を展開している著名な専門家がいらっしゃいますが、その方がこうっております。高い確率で発生が予想されている南海トラフ地震や首都直下型地震が発生したとしても、恐れることはない。事前準備をしっかりとしていれば被害を最小限に食い止めることが可能であると言い切っております。災害に備える事前準備こそが大切であることを、我々は肝に銘じなければなりません。

そこで、お伺いをいたします。

1点目、我が町の気象特性や地形、地質などの自然条件及び過疎高齢化が進んでいる社会条件などの観点から、我が町の防災対策の重点をどこに置いているかお伺いをいたします。あわせて、2点目として、そのために最も重視している防災対策とは何なのかについて見解をお伺いいたします。

防災は過去から学べと言われております。三島町において、避難勧告を発令した直近の災害は、令和元年10月の東日本台風の際、滝谷川と大谷川の増水により、沿線地区に避難勧告を発令したと伺っております。しかし、その際の気象情報の移り変わりの経過や増水の状況の経過、あるいは避難勧告の伝達の方法など、詳細について全く私としては承知しておりません。この災害について、その検証結果が防災会議に報告され、公表されたかどうかについても承知をしておりません。私としては、大変不勉強で申し訳ございませんが、過去のこの事例について教えていただきたいと思います。

そこで、3点目として、今後の防災対策を計画するに当たって重要なことは、過去から学ぶことであろうと考えます。令和元年10月の東日本台風による防災対策の検証結果と、その反省点についてお伺いをいたします。

次に、地域防災計画とその運用についてをテーマとさせていただきます。

先ほども、最も事前準備で大切なことは、防災会議という会議体が設置され、そして、どのようにして計画的に準備をしていくか、あるいは避難活動をしていくか、あるいは応急対策をしていくか、それが地域防災計画であります。したがって、今回2つ目として、その地域防災計画とその運用についてをテーマとしてお伺いをいたします。

町の防災対策が有効に機能するために大切なことは、町長を会長とする三島町防災会議と、その組織が審議、承認した三島町地域防災計画であります。特に、地域防災計画は、町の防災行政と防災活動の基本を示すものであり、私たちがこの町で暮らしていく上でも大変重要な計画であります。地域防災計画は、災害対策基本法の中で、このように規定されています。その第5条に、「市町村は、基本理念にのっとり、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該市町村の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。」と。責務なんです。義務規定であります。そして、42条には、「市町村防災会議は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。」というふうに、これも義務規定という形で、法律の中に規定されているわけでございます。

地域防災計画の作成も、またこれを修正していくことも市町村の義務であると法律で規定しているわけであり、我が町でも現在18ページに及ぶ地域防災計画書が作成されております。それはどんなものかという、このようなものでして、地域防災計画書、これは平成20年3月というふうに記入してあって、これは三島町の防災会議が策定しましたよということになっている計画書、平成27年につくったものが一番新しいものだというふうにお伺いをしております。

そこで、何点か地域防災計画についてお伺いをいたします。

1点目、我が町の地域防災計画は、平成27年3月に大幅改定されたと伺っております。この大幅改定の理由とその主な改正内容についてお伺いをいたします。

地域防災計画の策定や修正を地域防災会議が行うことは、これまで述べてきたとおりであります。ちなみに、災害対策基本法の中で地域防災会議がどのように規定されているかという、その16条に、「市町村に、当該市町村の地域に係る地域防災計画を作成し、及びその実施を推進するほか、市町村長の諮問に応じて当該市町村の地域に係る防災に関する重要事項を審議するため、市町村防災会議を置く。」というふうに規定をされているわけでございます。その防災会議の会長は、町長が担っているということでございます。

また、どの市町村でもほぼ同じですが、防災会議のメンバー、構成員でございますが、それは国の出先機関や県の出先機関、警察や消防など、いわゆる災害対応の実施機関が構成員となっているわけでございます。この方々を有効に使わない手、ちょっと言葉悪いんですが、使わない手はございません。それは、常日頃から三島町の実態と活動内容や担当責任者を分かっていたき、どうしても公務員ですから転勤がございます。転勤するとやはりなかなか親しむ、あるいは分かってもらうために時間もかかります。そういった意味で、担当責任者をすぐに分かってもらうということが必要だろうと思っております。こうした常日頃からの顔合わせが、一旦緊急の場合の大きな力になるからであります。外部組織との連携協力体制は欠かせません。その核となるのが三島町防災会議のメンバーなのではないでしょうか。

そこで、お伺いをいたします。

2点目、三島町防災会議は、平成27年3月の地域防災計画改定以降、どのような活動実績になっているのかお伺いをいたします。

次に、自主防災組織についてお伺いをいたします。

皆さんも御承知のとおり、阪神淡路大震災や東日本大震災などでの、大規模でなおかつ広域的な災害においては、行政が直ちに被災者を支援することが難しかったという公助の限界、公に助ける、公助の限界が強く認識されるようになりました。そこで必要になってくるのが自主防災組織であります。東日本大震災を受けて、災害対策基本法の数次にわたる改正が行われました。それは、地域住民、ボランティア、NPO、事業者など、多様な主体による防災活動が基本理念の中に位置づけられたことでございます。そのほか、行政とボランティアの連携に関する規定、また事業者が災害時に必要な事業活動の継続を務めること、BCPを事業者の責務、規定とするとともに、行政と事業者の協力協定に関する規定も盛り込まれました。さらには、地域住民の責務として、生活必需物資の備蓄や防災

訓練の参加等も明記されたところであります。

三島町地域防災計画において、この新趣旨に基づく規定が、第2章第12節に、自主防災組織の整備に関する計画として盛り込まれております。

そこでお伺いをいたします。

3点目、町は自主防災組織の必要性和その役割について、どのように認識しているのかお伺いをいたします。また、町の第5次振興計画に、自主防災組織の設立支援というのが重点事業として取り上げられております。令和7年度までに4団体を設立する目標値を掲げておりますが、この目標を達成するため、どのような方策で取り組み、その実現を目指そうとしていらっしゃるのか、見解をお聞かせいただきたいと思います。

次に、要援護者対策、これは援護者、助けが必要である人のための対策ということで、要援護者というふうに言っております。要援護者対策について伺います。

我が町では、高齢化の進行とともに、要援護者も増加している実態と認識をしております。要援護者とは誰を指すのか、定義は難しいのですが、三島町防災計画では、第2章第13節1項に6つの要件を定義しています。ほとんど該当する、あとはその他必要に応じて町長が必要と認める者ですから、幅広く要援護者を指定することができるというふうに思っておりますが、最近では、介護業務に当たっていただいている外国人も住民となっております。だから、また修正も必要ではないかというふうに考えておりますが、とにかく希望者等は、私はやはり援護する、していただきたいんだというふうな人については幅広く該当させていくことが必要ではないかというふうに感じております。

要援護者の避難が遅滞なく適切に行われることは、災害対策の要でもあります。そこから波及する様々な課題、要援護者対策をしようとしたときに、いろいろと困難な事案が出てくるはずでございます。だから、その波及する様々な課題と、その解決に向けた方策が、災害対策の中心軸と言っても過言ではないと思っております。

そこで、お伺いをいたします。

5点目です。地域防災計画の要援護者対策については、要配慮者、地域防災計画には要配慮者というふうな言葉で使っております。としての対策が掲げられていますが、前提となる避難行動要支援者名簿、要するに要援護者、支援者を特定するためには、あらかじめ名簿をつくっておかなければならないわけであると。何か起こったときに対策も講じられないわけですから、どこにどんな方が要支援者としていらっしゃるのかを把握しておかなければなりません。したがって、支援者の名簿の作成が義務づけられているわけでございます。その名簿の作成はどのようになっているのか。また、その名簿を、予防段階から応急対策に至るまでの一連の過程でどのように活用しようと考えているのかについてお伺いをいたします。

次に、防災訓練をテーマにお伺いをいたします。防災訓練は、災害に対する備えと、行政が実施する災害対応活動を知っていただく絶好の機会であります。また、訓練を通じて、住民の災害に対する意識の向上を図るためには欠かせない事業であると思っております。防災訓練の重要性は、私から改めて解説しなくても、もう十分皆様も分かっていることと思っております。

皆さんは、釜石の奇跡を当然御存じであろうと思います。東日本大震災の際に、その釜石の学校の校舎が、海から僅か500メートルのところにあった校舎であります。その近距離であったにもかかわらず、釜石東中学校と鶴住居小学校の児童生徒約570人、地震発生と同時に全員が迅速に避難した。そのとき多分、「てんでんこ」っていう言葉も昔からあるようでございまして、とにかく津波の予知を感じたらばすぐに高台に逃げろということです。避難したと。そして、押し寄せる津波から生き伸びることができました。積み重ねられてきた防災教育と避難訓練、毎年常に実施していたそうでございます。実を結び、災害発生時に学校にいた児童生徒全員の命が助かったわけであります。これを釜石の奇跡として語り継いで、今でもいるということでございます。

そこで、我が町の防災訓練について、4点ほど伺いをいたします。

1点目。会津地方総合防災訓練と三島町防災訓練が本年9月に開催されると伺っております。どのような訓練内容となるのか。また、訓練の主眼をどのように考えておられるのかについて伺いをいたします。

2点目。町の防災訓練は、前回開催された平成22年の会津地方総合防災訓練との共催以来開催されていないと伺いました。コロナの影響でこの間開催されなかったことは私も承知をしておりますが、12年間にもわたり防災訓練が実施されなかった、その理由は何であったのか。また、この事実をどのように受け止めていらっしゃるのか。この事実をどのように受け止め、今後につないでいくお考えなのかについて、見解をお伺いいたします。

町の重要施設である保育所や小学校では、当然防災訓練は実施されていると思いますが、桐寿苑などの社会福祉施設においてはどのような取組を行っているのかについても伺いをいたします。

防災訓練とはちょっと別の話ですが、町内に大規模災害が発生した場合、他関係機関との連携や応援協定が欠かせないことになります。また、そのような場合は、近隣市町村も被災しているようなことが多かろうと思います。被災地以外からの協力も必要になってくるというふうに思っております。そこでお伺いをいたします。遠方の自治体や民間事業者などとの災害応援協定の実態はどのようなになっているのか。また、その実態を現在どのように評価しているのかについて伺いをいたします。

ここまで、町の防災体制や防災計画に基づく実施状況などについて伺いをしてみました。それぞれの質問に、どのような答弁になるのか、私は皆目今のところ分かりません。しかし、私も過去において防災行政を担当してきた一人として、三島町の防災対策はまだまだ不足しているのではないかと思っているところであります。これを短期間でレベルアップしていくことは至難の業だと感じています。ただ、できることから一步一步改善していく以外に手だてはないのかと感じているところであります。

そこで、私から2点ほど提案をさせていただきます。提案したいことはもういっぱいあるんですが、あまり多くお願いしても手いっぱいになってしまうでしょうから、今後の施策にどんどんつながっていくという観点に立って提案をしてみたいと思います。

まず1点目。小さな自治体において、防災活動に本気になって向き合うことの困難さは、

私自身も十分に承知しているつもりであります。しかし、災害から町民の命と財産を守ることは、先ほどもるる申し上げましたが、法律上としても、町としての重要な責務であるのです。限りある行政資源を最大限に活用するには、現在の防災行政全般にわたり、第三者の外部評価を受けることが必要ではないかと考えております。

具体的には、本年9月に実施される総合防災訓練において、会津地方振興局との協力の下に、訓練に対する第三者評価を実施し、課題や問題点の洗い出しを組み込んではいかがでしょうかと考えておりますが、いかがお考えでしょうか。

もう一つは、専門家の登用です。小規模自治体において、災害に対する専門性を向上させることは、これまでの実績からしても限界があるものと思われます。他の自治体では、防災対策も含めた危機管理に関する専門家を外部から登用している例が増えております。我が町においても、防災訓練や住民避難訓練などを企画立案したり実施する、あるいは気象情報なども読み解く、あるいは避難指示を出すような場合に、適切なアドバイスも機敏にできるような専門家を登用すべき、もう時期に来ているのではないかと考えるのですが、当局の見解をお伺いいたします。

今回は質問も多く、長時間となりました。皆様には聞きにくい点多々あったかと思いますが、皆様のご清聴に心から感謝を申し上げ、私の質問を終わらせていただきます。誠にありがとうございました。

○議長 町長。

○町長 2番二瓶議員のご質問にお答えいたします。

まず、質問事項の第1項目でございます。

近年の気象特性から考えますと、豪雨による河川の洪水あるいは土砂災害が最も危惧すべきことと捉えており、特に滝谷川、大谷川等の河川沿岸の集落における防災対策の強化に努めております。また、過疎高齢化等で自ら避難することが困難な要援護者の把握、安全確保を念頭に置いて、重点に置いて進めているというところでございます。

②の、そのために最も重視していることは何だかというようなご質問でございますが、防災対策は住民の生命、身体、財産を守ることが第一であり、一人一人が取り組む自助、あるいは地域住民による共助、行政が担う公助が、それぞれが機能することが重要であると考えております。特に、自分の命を自ら守る意志を持ち、一人一人が自分の身の安全を守ることが基本ですので、日頃からどのような災害の危険が及ぶのかを考え、どう対処するか、防災意識の普及啓発が大切だと考えております。

自然災害を未然に防ぐ対策も重要でございます。迅速な諸情報の収集あるいは伝達が重要かと考えております。

③の、東日本の台風から学ぶことというか検証についてでございますが、3点目のご質問でございます。令和元年10月12日土曜日から13日日曜日にかけての台風19号で、当時の記録を確認しますと、当日は防災担当含め3名の職員が出勤しておりました。当町には、12日の14時9分に大雨暴風警報が発令され、総務課、産業建設課職員が集合し、15時に滝谷川、大谷川の河川パトロールにより状況を確認してございます。16時53分に洪水警報が発令となり、18時40分に滝谷川の水防団待機基準水位150センチメートルを超えたことか

ら、18時55分、消防団滝谷班に待機指示をしてございます。19時15分に再度河川パトロールにより状況を確認し、19時20分に滝谷川が氾濫注意水位2メートルを超過したことから、消防団滝谷班に出動を要請し、警戒態勢を敷きました。22時に大雨特別警報が発令され、全職員を招集し、22時10分、災害対策本部を設置しております。22時14分、滝谷、大谷、浅岐、間方、小和瀬、栄光館に避難勧告を発し、各地区集会場を避難場所とし、小和瀬区は町民センター、栄光館はふるさと荘としており、退避所へは職員二、三人を配置し、毛布や水の避難物資を配付しております。避難された方は、滝谷地区5世帯17名、浅岐地区5世帯10名、栄光館2名となっております。翌13日に、午前2時15分間、避難勧告を解除し、4時に特別警報が解除されました。8時30分、町内パトロールを実施し、被害状況等の確認をしました。また、県から職員2名が来庁し、状況を報告してございます。10時58分、大雨警報解除となり、11時50分、大きな災害も確認されないことから、災害対策本部を解散したところでございます。

一連の記録を見ますと、夜に特別警報に切り替わったことから、避難勧告も遅い時間となり、就寝中の方もいて、避難されない方もいらっしゃいましたので、教訓といたしましては、状況を予測し、早め早めの明解な指示が必要であったと感じております。また、定期的な備蓄品の点検の必要性も認識したところでございます。

続きまして、地域防災計画と、その運用2項で、上の2項目めでございます。

まず、1点目の防災計画の改定理由についてですが、災害対策基本法の改正に基づくもので、その内容は、1つが、災害時要援護者という名称を要配慮者、避難行動要支援者という名称に整理し、定義を改めました。2つ目は、特別警報という新たな防災情報の運用が開始され、当町の防災計画においても種類や発表基準、警戒配備体制について加えました。3つ目が、福祉避難所として特別養護老人ホーム桐寿苑、高齢者生活福祉センター福寿荘、多目的集会施設ひだまりを追加し、4つ目が、役場組織の変更による名称の訂正でございました。

2点目の三島町防災会議の活動実績についてでございますが、平成27年3月の開催以来、開催はしてございません。

3点目について、災害時に迅速かつ的確に行動することが重要で、地域住民が災害防止や被害の軽減を図るためにも、地域に密着した防災組織の必要性を認識しております。その役割については、日頃から自主防災活動として知識の普及啓蒙を図ることや、的確な災害応急活動が行えるよう各自の役割等を定めておく等、地域住民による共助と考えておるところでございます。

4点目の設立支援の方策についてでございますが、集落単位を基本として、リーダーとなっていただく方の育成が重要と考えます。現状では、各地区区長の役割に加えていただくことも、最もスムーズで機能的ではないかと考えておりますが、各地区と話し合いながら進めていくことが必要でございますので、自主防災組織の意義や役割を説明し、設立に向けて協議してまいりたいと考えております。

5点目の避難行動要支援者名簿について、その作成は、町民課が関係部局で把握している要介護高齢者、障害者等の情報を集約し、要件に該当する方の氏名、生年月日、性別、

住所、連絡先、支援をしようとする理由を記載し、少なくとも6か月に1度、情報の確認を行うこととなっております。また、その活用について、いざというときの円滑かつ迅速な避難支援等の実施のため、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、必要な限度で定めている避難支援等関係者に提供すると明記されておりますので、避難支援等の実施に必要な段階で提供し、安否確認や避難誘導等の協力を求めることとしてございます。

防災訓練の3項目めでございます。

1点目の訓練内容でございますが、大規模地震を想定し、被害状況調査、あるいは情報収集、訓練、避難訓練、救助訓練、消火訓練、応急手当訓練、炊き出し、物資配付訓練を想定してございます。また、訓練の主眼としては、住民に自主防への意識高揚を図ることと、役場職員をはじめ防災関係者が、的確な行動がとれるよう訓練することと捉えています。

2点目の防災訓練が実施できなかった理由とのことですが、総合的な防災訓練ではありませんが、地区住民協力の下、消防団を中心とした文化財防火訓練や中継訓練等を実施しております。令和元年度の台風被害や近隣の線状降水帯による集中豪雨と、至るところで思ってもみないような災害が発生しておりますので、今回の防災訓練を契機に、自主防災組織の設立支援と併せて地区単位で実施できるように協議してまいります。

3点目の社会福祉施設については、町防災計画にも記載があるように、避難計画を定めておくものとなっております。桐寿苑や西輝においても計画に基づき実施しております。

4点目の応援協定でございますが、自治体間の応援協定は、会津管内市町村における消防総合応援協定、雪上車応援協定、両沼7町村における相互応援協定、隣接する柳津・金山・西会津との消防相互応援協定がございます。民間事業者との間では、日本郵便株式会社、あるいは株式会社さとふる、ヤマト運輸株式会社、ヤフー株式会社、株式会社ドコモ、東北電力株式会社、社団法人福島県建設業協会宮下支部、宮下地区建設業協同組合、直近のものとしては株式会社モンベルと包括連携協定を締結してございます。実際には、協定に基づいた応援要請等も発生しておりませんので評価はできませんが、様々な事業者と協定締結できるということは、心強く感じているところでございます。

続きまして、最後の、防災情勢に対する提案でございます。

第4項目めの1点目の第三者評価について、実現可能ならば取り組むべきべきものと考えております。我々も立場上、福島とか会津大学で、防災訓練のときに、やはりやった側もアドバイスする人を置いたほうがいいという、そういう指示も、そして本にも書かれていますので、やはりそれは大事なことかと思えます。みんな急いで行くから、どこが悪いとか、どこがいいとかって分かりませんから、そういうことをきちんとやれるというふうに首長会議では言われているんですけれども、なかなか難しくてできない状態です。ただ、これは大事なことです。なお内部で検討というのであればですけども、なるべくできるような方向で振興局と相談をしながらやっていきたいというふうに考えております。

2点目の専門家の登用でございますが、二瓶議員ご指摘のように、数年で異動を行う職員であり、限界があるというふうには考えております。県あたりの地域管理部とかなんか

っていろいろ大きい組織だと、その中に細かいような消防の関係とか、原子力の関係とかいろいろありますから、いろいろな知識とかあるいは情報が集まると思いますけれども、ただこの防災対策において、やはり知見の積み重ねが重要であるというふうに考えておりますので、危機管理の観点からも、専門的な知識と経験を有する人材の登用というのはどういう登用があるのか、例えば県にお願いしてそういう人を登用するのか、あるいは消防署の退職の人を登用するのか、そういうものを考える一つの時代かというふうには感じておるところでございます。

以上です。

○議長　　再質問を受けます。二瓶辰右エ門君。

○2番　　何点か。

一番うれしいのは、町長、ほぼ私の提案した内容についてご同意をいただいたというか、そうだというふうに感じていただいて、検討しますと。その検討というのも、前向きに実現する方向で検討しますというような答弁でございました。これは誠にありがたいし、やはり災害に対しては、考え方の違いというのはほぼなく、やはりやるべきことをきちんとやっていくってということ以外にないので、積極的な提案や動きについては、これを町が強力にやはり支援し、推進していくってことが大切なんだろうというふうに思いますので、そういう点で、今回の私の提案について、快く検討をしていただくことはありがたいと。

ただ、これ町長、同じことなんです、念頭に置く、頭に置くで、いつまでたってもできないということが、やはりこの防災訓練も12年間できなかったという結果につながっているわけですから。

そして、防災会議もやはり数年間開かれていないという実態にあるようです。この点、まず防災会議が数年間開けないというのは、やはりこれも、法律上ちょっと問題点もあるし、そしてやはりメンバーの顔合わせ、必ず年に1回は防災会議を開いて、メンバーが顔合わせをして、どうしても公務員というのは転勤がありますから、それをなあなあの関係にしておいて、なあなあといいますか、「おう、どうだ」と電話一本で、名前を出さなくても「はい、分かった」というような関係をつくっておくってということが、やはり防災の応急対応には必ず必要でございますので、これ町長どうですか。防災会議、これからはきちんとやはり開催すると。そして、やはりここの地域の特性をほかの機関の人にやはり理解してもらおうと、これが大切だというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長　　町長。

○町長　　私も、この質問をいただいて、いろいろな本を見ながら、自分なりにやはり考えておりました。

何がやはり大事かとか、人の命を守る、町民の例えば安心安全な物資をととか、いろいろな、人が、あるいは財産が傷つかないようにやるというような、これが役場の基本的なことですので、やはり防災会議というのは年に1回ぐらい、あるいは、例えば最低でも2年に1回ぐらいは開いて、そして実施するということが、したいというふうに、できれば、いろいろ仕事の関係もありますけれども、なるべく1年に1回はやっていくというふうに

考えております。

○議長 二瓶辰右エ門君。

○2番 これは、なるべくではなく、ぜひ年に1回はもう定期的に、この梅雨どきになると三島町に行く時期だみたいな、そんなのをやはり定例会をして、きちんとやはり関心を持ってもらうということが必要だと思います。また、それなるべくオープンにして、町民の人たちにも聞いてもらえるような、そんな演出も考えてはどうかなんて、私は個人的に思っております。

あと、もう一つやはり防災訓練、これいろいろ何かごちゃごちゃとお話がありましたけれども、防災訓練の一番はやはり避難訓練です。住民の命と財産を守ることからすれば、やはり地区ごとの避難訓練、そしてその避難所の設置をスムーズに立ち上げることができるかどうか。そういった訓練をやはり年に1回必ずやらなくてはならないんです。ぜひその点も、スタッフも少ないしなかなか大変だとは思いますが、やはり地域住民の協力の下で、協力してもらえという環境をつくること、そしてそういうお話をすることが、もうこれ災害に対する意識の動機づけになってくるわけですから。困難であれば規模を縮小してでもいいし、小さいところからやはり始めていくということがぜひ必要だと思います。町長、いかがでしょうか。

○議長 町長。

○町長 本来防災は、ご承知のように、一つの例えば小さな視点というか、ミクロの視点とマクロの視点があるだろうというふうに考えて、マクロというのは、例えば隣接町村との組合せをどうしていくのか、あるいは県との組合せ、あるいは自衛隊との組合せをどうしていくのかということが大きな視点と、あとは小さい視点ですから、あの集落、コミュニティの問題を、例えばお互いに地域、集落づくりにも該当になるんですけれども、そういうことを日常で話合うというか、そういう仕組みをきちんとこの集落の中でつくっていくというようなことでは、必要だというふうには考えております。

今後、今回の振興計画の中に4点つくるということで、4地区がつくるということで書かれてありますので、これに向かってなるべく早く予算をつくるというふうに考えております。振興計画にもちゃんと計画として載っておりますので、これも努力するというふうには考えております。

○議長 二瓶辰右エ門君。

○2番 役所ですから、努力するのではなくて実現するというふうに、本当ははっきりと申し上げていただきたかったんです。努力するでは、なんだかまた怪しいです。

○議長 町長。

○町長 振興計画で議会の議決を得ていますから。だから、それの中に、やはりしっかり我々は、議員の声は住民の声だというようなことで認識はしておりますので、この計画どおり六十何ページに出ていますので、そういうことを含めてやっていくと。

○議長 二瓶辰右エ門君。

○2番 町長、ちょうど振興計画をお持ちですから、そこの防災のところをちょっと、4点上げると言っていましたよね。防災のところ、何ページだったか、ありましたか。そこ

の、実はその4項目じゃなくて、左側の町民の声っていうのがあると。そこに物すごく町民の声、いいことを書いているんです。また、役場の職員もこれつくるとき、その町民の声は、これが必要だと思って多分載せたと思うんです。それが的確にいろいろなことを示唆しているんです。防災訓練やって、そしてやはり意識を醸成して、本当に一旦何かあったときに、やはり訓練しておこうということが一つ。

あともう一つは、災害応援協定。災害というのは今広範囲に、一時に起こります。だから、近くと協定していても駄目だと。遠くのところと協定を結ぶ。そしてこっちの事情も分かってもらえる、場合によっては我々もそのところに応援に行くみたいなことをアクションしなさいって、こう言っているんです。

いや町民の人、なかなか本当に核心を突いているというふうに思うんですが、やはり近くだけじゃなくて遠くももうちょっと見据えてやっていただきたいというふうに思うのでありますが、いかがでしょうか。

○議長 町長。

○町長 地区座談会というのは毎年、やはり町の振興は地区の振興だと、基本的には。そういう視点から、職員が全部集落についていて、いろいろな、例えば役場にとって嫌な情報もあるし、喜ばれる情報もあるし、いろいろな人がいるわけなんです。その中で、全体として、役場にとって、町民にとっていい情報は何なのかということを考えると、やはりそのために座談会と、例えば振興計画の座談会をやったり、あるいは健康づくりの座談会であったり、その中に災害の座談会なんかたまに、やはりこの災害の避難場所は、この公民館では駄目と言われる。すぐ後ろが山だったりとか、そういういろいろなことが、当然うちのほうでも分かっているし、例えば分かっているけれどもなかなか、ある面では職員の数だとか、あるいはなかなかそこでできないということも、それは我々は反省しなければならいんだけど、当然この中でやると、今年は4か所つくっていくというようなことで振興計画にもありますので、やっていくというふうにしたいと思います。

○議長 二瓶辰右エ門君。

○2番 3.11の津波が起こる前の前の年でした。津波のハザードマップ、私が責任者になってつくっておりました。それが悪かったのかどうかという、あの想定だけは、本当に想定できなくて、東北大学の学者、今村先生という、第一人者なんですけれども、その人をゲットできなくて、その一番弟子を座長にして検討会を開いたと。

やはり津波、津波高が20メートルに達するなんていうことは到底想像できなくて、宮城県福島沖地震が、一連としてつながって地震が発生した場合であっても、最高津波高が多分7メートルぐらいだったと思います。それでもやはり越水をすると。どうしてもその越水をする、だからハザードマップをつくらうということでハザードマップをつくった。そこで、一番必要なことは何なのかって言ったときに、その逃げることです。避難することです。要支援者対策だったのです。そして、浜通り10町村の担当課長あるいは担当者を集めて何回も会議をやりました。そして、出向いても、何回も会議をやりま。その当時、個人情報保護法、個人情報保護条例が大変厳しくて、その壁を乗り越えられないという苦情がばんばん来ました。そして、避難経路を探るためには物すごく労力がかかる。

そして、やはり人口が少ないところは、要援護者はいても支援してくれる人が見つからないというような課題に突き当たりました。その中でも避難訓練、ハザードマップをつくり、避難訓練を実施したところもかなりの数ありました。そして、今はもう沿岸地域はほとんどやっているんじゃないでしょうか。そのときに感じました。これもっと強力に、早くやっていたら助かった命もあったんだろうというふうに強く感じて、本当に自分を駄目だというふうに思ったときもありました。

やはり町長、避難訓練なんです。そして、ハザードマップをつくって、避難経路をきちんと分かって、そしてその要援護者に対して誰がフォローするかという実地訓練を何回も何回も繰り返すことが、ぜひこれは必要。そして、それがコミュニティーの力、町長が一番いつも言っているコミュニティーの力、住民力のレベルアップにつながっていくんだらうと思うので、少しずつ段階を踏んででもいいですから始めましょう、ぜひ。お願いします。いかがでしょうか。

○議長 町長。

○町長 当然計画にありますから、そのことはやるというふうにしたいと……（「今までやっていない」の声あり）だからこれからやる、この令和7年までに4地区をつくるということで約束していますから、これは。だから、できない場合はできない場合で、理由がありますので、この次、やはりこれに基づいて粛々とやっていくというふうに考えております。

○議長 二瓶辰右エ門君。

○2番 最後に、防災担当課長は総務課長かな、町長の言葉を、意に対してどう、やりましょうね。どうですか、決意を。

○議長 総務課長。

○総務課長 町長の発言でもありますように、実施するということで考えております。

○議長 二瓶辰右エ門君。

○2番 ありがたい。終わります。

○議長 次に、8番大竹克昌君。

なお、大竹克昌の持ち時間は12時46分までといたします。

○8番 お疲れさまでございます。8番大竹、壇上より一般質問させていただきます。

今までも何人もの議員が、美坂高原について、この議会でも質問されております。私も今回美坂高原についてということで一般質問させていただきます。

中身としては、いつもと、皆さんと同じ質問になるかもしれませんが、改めて一般質問させていただきたいと思います。

美坂高原について。

3月定例会で令和4年度の予算も決まり、美坂高原の事業も動き出したと思います。今後の美坂高原について何点かお伺いいたします。

令和3年度の、昨年度の美坂高原の収入、支出を全て伺います。これは、今年の3月の定例会でございましたが、地域政策課長のほうにござりましたが質問したものであります。今回は一般質問の中で細かく質問させていただきたいと思います。

2番、支出が増え始めたのは何年前からか、またその原因はなぜか伺います。

次に、令和4年度の美坂高原の事業について伺います。

今現在、美坂高原はほとんど動いておりません。そんな中で、花の事業や、畑を少し貸したり、そういったことは見受けられますが、そのほかについて、令和4年度はどんな事業を行うのか、内容について伺います。

次に、美坂高原にある公共施設、11棟ありますが、老朽化が進み、建て替えまたは解体となると思われますが、今後の美坂高原をどのようにするのか伺いたいと思います。

次に、新型コロナウイルス対策について質問させていただきます。

全国的に新型コロナウイルス感染者数の減少が見られておりましたが、ここ最近また増えております。国、県、市町村のほうでも各事業やイベント等が開催されつつあります。今後の新型コロナウイルス対策について何点かお伺いいたします。

まず、1番に、三島町の4回目のワクチン接種についてお伺いいたします。

続きまして、今後新型コロナウイルスの影響で中止や延期となっていました事業、イベント等を全て開催する予定か伺います。

次に、事業やイベント、会合等、密になることがかなり増えると思われます。新型コロナウイルス対策に慣れが生じないよう、行政としては万全か伺いたいと思います。

以上であります。よろしくお願いします。

○議長 お諮りいたします。昼食休憩にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 午後1時まで休憩といたします。(午前11時50分)

◇

◇

◇

○議長 再開いたします。(午後1時00分)

8番大竹克昌議員への答弁からお願いいたします。

町長。

○町長 8番大竹議員のご質問に質問にお答えいたします。

1点目でございますが、令和3年度の美坂高原収支についてですが、収入では農園料として1万8,000円、支出では土地賃借料として120万6,000円、施設管理等委託料で568万9,000円、消耗品修繕備品購入等で189万5,000円の合計879万円となっております。

2点目の支出が増え始めたのは平成26年度からで、指定管理者による運営から町直営施設となってから、支出が増加してございます。

3点目、令和4年度美坂高原事業についてですが、まずは利活用計画により、土地利用に関しては、本年度も花による誘客に向け、メイン農地にヒマワリとコスモスを播種いたします。ヒマワリについては、発芽後に雑草の管理ができるよう、間隔を空け播種いたしました。また高原内奥の農地については、今年度もニンニク栽培企業へ貸出と、ヤマブドウ栽培地として活用します。百年杉周辺については、養蜂家への貸出と、施設についてはヤマブドウ皮の乾燥場として活用します。釣り場については治山ダムに土砂が満杯となっているため活用は難しく、通路の草刈り管理のみといたします。

次に、施設を活用した事業展開ですが、県サポート事業による美坂高原「日本一の星空」

事業により、国立天文台上席教授の渡部潤一先生をお招きして、星空観察会を8月15日と10月1日に実施いたします。あわせて、この機会に美坂高原を活用した催事についても実施を検討していきます。運営も、役場主導でなく、実行委員会形式による運営を目指してまいります。

4点目の施設老朽化の対応と今後の方向性についてですが、施設に関しましては、さきにお示ししました三島町公共施設個別計画に準じ改修解体を進めてまいります。今年の豪雪による倒壊など予期せぬ事態もあり、やむなく解体ということもあります。

美坂高原の利活用の方向ですが、今後も利活用計画により事業を進めてまいります。これまでも運営組織がないのが課題でございました。美坂高原は一見不便であります。逆にその不便さと自然環境が魅力的であるというご意見もいただいておりますので、今年度は事業実施のため実行委員会を立ち上げ、この場で活用と運営についても検討してまいりたいと考えております。

第2項目めの新型コロナウイルス対策についてでございます。

1点目の三島町の4回目のワクチン接種につきましては、4回目接種により高い重症化予防効果が得られることから、7月4日より希望者に対し接種を実施いたします。4回目の接種の対象者は60歳以上の方及び18歳以上60歳未満で基礎疾患を有する方、その他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認める方であり、当町の60歳以上接種対象者848名の方々に意向調査を実施し、調査結果を基に、6月24日以降に、希望者の方々に接種券及び接種日の日程等を送付する予定です。7月4日からは県立宮下病院で接種を始め、また8月下旬には町民センターにおいて集団接種を実施いたします。町外の医療機関での接種につきましては、両沼管内の医療機関の対象となり、コールセンターで予約の上、接種していただくことになります。前回同様、町民の皆さんが、スムーズに接種が行えるよう、万全な体制で実施したいと考えております。

第2点目の今後のイベント等の開催については、国や県の対策に準じて対応してまいります。基本的な感染症対策を講じ、開催する方向で関係者と協議し、進めてまいりたいと考えております。

3点目につきましては、町政としてはもちろんですが、町民の皆さんお一人お一人が警戒を緩めることなく、引き続き感染対策に取り組んでいただきたいと思います。6月17日付、チラシを作成し、広く町民にお知らせし、お願いしたところです。事業やイベント等においても、国や県の対応策に応じ、万全の感染対策に取り組み、町内が安心安全で生活できる環境づくりに努めていきたいと考えております。

○議長 再質問を受けます。大竹克昌君。

○8番 まず、1点目の美坂高原についてでございますが、ざっくりであります。1点目、収入と支出の部門についてお聞きいたしました。誰が見ても支出が多い状況であります。もう何年前からでしょうか、ずっとほとんどこのような、似たような状況で、支出が増えている状況でよろしいのでしょうか。

○議長 地域政策課長。

○地域政策課長 答弁にありますとおり、平成26年度から町の直接管理、直接運営となっ

た時点から、それまでは指定管理のほうから指定管理施設の使用料等をいただいております。管理経費はかからず、賃借料分だけは町のほうから支払った分で、100万円を超えるぐらいの金額だったのですが、平成26年度からやはり管理のための人件費であったりという、ここ近年では業務委託ということになっておりますので、大体、去年はやはりちょっと備品購入も多かった部分もあって、800万円というのがありますが、大体600万円から700万円ぐらいの経費がかかっているところでございます。

○議長 大竹克昌君。

○8番 何年も前から美坂高原を何とかしなくちゃいけない、これは議員のほうからもかなり指摘は受けていた部分だと思います。結局、そんな中でずっと美坂高原は、花を植えたり、その時々イベントだけでずっと来たわけでありまして。ここ最近になって何か物を置いたり、例えば畑にヤマブドウのつるを植えたり、そういった事業に走って今行われているようではあります。あまりにも、この美坂高原が始まったときから、どんどんどんどんいろいろなものを増築し、お金がかかっているものであります。こういったものをずっと放置して、このままどんなふうになっていくのか、町民の皆様もみんな心配しているところだと思います。

そういった中で、ちょっと違う観点からお話伺いたいと思うのですが、美坂高原が始まった当初、この土地の賃借料120万6,000円出ているわけですが、この地区との話合い、この美坂高原を借りる条件、また返す条件をちょっと伺います。

○議長 地域政策課長。

○地域政策課長 今大竹議員ご指摘のこの土地の賃借に関しては、多分一番最初は、昭和40年代に町の牧場として借りて、そこからという形にはなるとは思うんですが、大変申し訳ありません。今すぐその条件等については、契約書をちょっと見ておりませんので。

ただ、そちらのほうに詳しく書いてあるということは、ちょっと今のところ、すみません、後で確認させていただければと思うんですが。

○議長 大竹克昌君。

○8番 今までも、いろいろな議員も指摘されましたが、逆に言ったら返す条件なんていうのも分からないですか。

○議長 地域政策課長。

○地域政策課長 私も、担当としていろいろ、何年かやっていましたが、その返す条件というのをちょっとはっきり聞いたことはなかったと記憶しております。

○議長 大竹克昌君。

○8番 ということは、今までもいろいろな議員が、三島町のこの美坂高原の事業をやめて、全てをやめたほうがいいのかという意見が何回か出されたと思われそうですが、それに対して、町のほうで、例えば私の聞いた中では、全ての施設を撤去し、元の山に戻して返すのが条件だという話を聞いたことがあります。そうした場合の、例えばかかる予算等の計算などをされたことはございますか。

○議長 地域政策課長。

○地域政策課長 大変申し訳ございませんが、その部分に関しての計算等は、したことは

ございません。

○議長　大竹克昌君。

○8番　そういった中で、私の考えではございますが、今まで美坂高原、私の下の年代まで、多分中学生、小学生の頃、一番繁栄していたと思われますけれども、そのときの子供が私たちの年代になって今美坂高原のほうに、コロナ禍でもあり、遊びに来る方がいっぱいいらっしゃると思います。そういった中で美坂高原の今のあの状態、なかなかもったいないというか、そんなふうに私は感じていますが、ただこのままずっと支出が増えるのであれば、増えるというか、支出がずっと同じ状態で続くのであれば、美坂高原がある理由が、今この時代ではないのではないかと私は思うんですが、そういうふうには行政のほうでは考えないでしょうか。

○議長　地域政策課長。

○地域政策課長　美坂高原の活用に関しては、なんとか町の施設で今まで、これからも、今までも観光の代表的な施設として運営してきました。

ただ、今ご指摘のとおり、指定管理で運営されていない以降、ちょっとなかなか、やはり目玉的な部分とかはなく、やはり支出が出て、管理するための支出が出てしまっているので、なんとか、答弁にもあったとおり、運営団体があればやっていただけるということもあるんですけれども、ただ、どうしても時期的に4月下旬から11月までという短い時間の中で稼がなきゃいけない、儲けなきゃいけないとなると、なかなか指定管理者のほうも出てこないという中で、どうしても預けられる企業だったり団体が出てこない部分でちょっと悩んできたところでございますが、なんとか今答弁にもあったとおり、新たな目線であるというか、毎年そういう感じでお話すると思われるかもしれませんが、そういう視点の中で取り組んで、実行委員会のほうでどういう活用の仕方、運営の仕方があるか、地元の人たちが参加して考えていこうという部分が今出ておりますので、ただ企業としてやるべきなのか、できるだけ、今までは入ってくるお金がほとんどなかった部分を、なんとか少しでも上げていくような方向にちょっと取り組んでいければというふうに考えています。

○議長　大竹克昌君。

○8番　今何度もお話が出ている指定管理者のことではありますが、平成26年度からということで、その最後の指定管理者は会津天宝味噌ですか。

○議長　地域政策課長。

○地域政策課長　違います。名前としては美坂高原振興協議会といって、農産とか店舗とかが入った振興協議会で運営、受託していたところです。

○議長　大竹克昌君。

○8番　失礼しました。

その方たちが、とてもお金を出すのが大変だということでやめられたと思うんですが、その後の指定管理者の募集というのはホームページ等でなされたと思うんですが、これはこの辺、近辺ではなくて、日本全国に発信していたわけですね。

○議長　地域政策課長。

○地域政策課長　平成25年の後、町直営にはなくて、指定管理公募もした記録がありまし

たが、やはりなかなかやっていただける方が出てこなかったというのがあります。

ただ、今のところはちょっと公募はしていないような状態で、町直営で今進めているところですよ。

○議長 大竹克昌君。

○8番 今現在も私はしているのかと思っていましたが、ホームページに載っていたような、ちょっと私も定かではないんですが、逆に言えば、なぜ、町でやるのもあれですけども、それに絡ませてそういう募集ってしないのでしょうか。

○議長 地域政策課長。

○地域政策課長 最後の指定管理者が終わって、もう一度募集してっていう部分で、なかなかなかったということで、町で直営しなきゃいけないという部分から、そのままずっと運営しているところなんですけど、どうしても、やはり先ほど言ったとおり、どうしても条件不利ということもあったので、ちょっと今は取り組んでいなかったところですよ。

○議長 大竹克昌君。

○8番 私から見れば、もしかしたらやってくれる方が今だからこそいる、いたりするのかもしれないと思います。指定管理だけでなく、例えば全譲渡まで考えて、もし買ってくれるような人がいれば、そういったのもありなのかと私は考えます。土地そのもの、もしくはその地区の賃借料を続けながらやってくれる人とかいけば、そういう募集はかけたほうがいいのかと思うんですが。

いずれにしても、皆さんが思っているとおり美坂高原、先ほども言いましたが、去年ヒマワリが咲きました、皆さん見に来てくださいと。誰か行ったのでしょうか。それに対して、その花を見せて、例えば収入を得るような、何もない、ただ見せるだけだったのでしょうか。

○議長 地域政策課長。

○地域政策課長 去年の状況に関しては、各議員の皆さんからもご質問あったとおりで、あれで人を呼べるのかということで指摘ありました。何人か行ったという話はお聞きしたところですが、皆さんのご希望の、多分三ノ倉とかああいう大きな部分での相当な観光のメインになるような施設にはなっていないというふうに理解しています。

今年もやはりそういう状況にならないようにということで、ちょっといろいろ検査したりしてみたんですが、なかなかやはり土壌的に弱いという部分があったりして、あとは、ちょっと答弁にも書いたとおり、雑草にも負けたということで、負けているんじゃないかということで、ちょっと今年はそんな形で間隔を空けながら、もう少し管理しながらやりたいと思っておりますが、なかなか一気にやはり、三ノ倉とかああいうところみたいに、一気に人を呼べるところには難しいかと思いつつも、なんとか人を呼べる目玉にしたいというふうには考えて、トライしているところでございます。

○議長 大竹克昌君。

○8番 そういった中で、町長、この美坂高原は、もう町長の、今のこの町の長である町長、矢澤源成町長の中では、美坂高原は続ける、そういったことで答弁なっているのかと思いますが、絶対やめないというあれで、考えでいらっしゃるんでしょうか。

○議長 町長。

○町長 当初は、先ほど課長が言った三ノ倉みたいなことで、入る人いっぱいにするべというように計画はしたんだけど、土地が悪かったって言うけれども、それは一切なくて、やはりちょっと管理上、やはりなかなか大変だったんじゃないかと私は見えています。

だから、もうちょっと管理をしっかりしていれば、そこは、例えば大林がこの前、例えば、テレビでやっていた中では、相当お客さんが入っているんです。その流れで、例えば大林から美坂高原に行くというような流れを、自然の景観をつくるということで大林と美坂高原は始まったんですけども、なかなか美坂高原がぼつんとして、何か独立したみたいな、なかなか収益が上がらないと。ただ、収益が上がらないというより、先ほどこの答弁にもおっしゃった、あるいは大竹議員お話あったように、これからの時代、例えば今沼沢なんか大きなキャンプ場で見えていますと、今までは春とか、夏休みになるとキャンプする人いっぱいいるんですけども、今の時期になるともういっぱいいるっていう、キャンプ。そして、美坂高原もぼつぼつぼつとはいるんです。無断で入るんですけども、そういう人はいますから、だから、例えば今、先ほどモンベルの話しましたがけれども、挨拶、提案理由の中で、例えば、おらほと、金山と、あるいは柳津が訓練、モンベルと一緒にそういうことができないかどうかということの計画だってできないことはないと思うんです。

そういうことで、やめるというのがもう簡単らしい、その120万円で、例えば賃貸、大石田に払ったんですけども、なかなか難しいというか、なんとかこのコロナ禍の後の観光地とかもいろいろ見て、いろいろ担当のほうも一所懸命やっているとは思っています。ただ、でもなかなか花が咲かないとか、あるいは昔はずっとやって、七、八年前に区割りして何かやろうとやっていう中で、相当大々的にやったんですけども、そのとおりにならなかったということで、ある面では、公費を使って一つもはやらなかったというのは、やはり大変なことだと私も思って、本当に責任を感じているんです、本当に。

だから、ただこういう時代で、ただここに行くと、昔小さい頃美坂高原さ行ったよなとあって、やはり美坂高原の、あそこはもともとふるさと振興公社の中でやっていて、本当の収益になったのは、美坂高原はやはり赤字だったんです、単独では。ふるさと荘が相当の売上げ当時あったから、それでペイしたとかというようなことがあったんですけども、今は連携、例えばふるさと荘と美坂高原をどういうふうにつないでいくのかとか、あるいは大林とどういうふうにするさと荘、あの頃は川下りがあったとか、全体として、多分霧幻峡とか今はやっているんですけども、そういうことをつなげる考えというものもないと、やはりある面では、でも多額なお金はかけられないし、ただあまりお金をかけないとお客さんも今度入ってこないし、その辺がジレンマ。

ただ、今の時代で、コロナ禍の後の自然とか再生とか、あるいは景観とか何か考えた場合は、キャンプはそれなりに、モンベルが入ってきたという理由はその辺にあるんじゃないかというふうに思うんです。だから、それをどういうふうに他町村と連携をしながら美坂高原に生かしていくのかという視点がやはり今後必要だと思います。

○議長 大竹克昌君。

○8番　　そういった中で、美坂高原を続けていきたいという、今の町長の思いでよろしいんですね。

○議長　　町長。

○町長　　そのとおりです。

○議長　　大竹克昌君。

○8番　　私は、決して美坂高原を廃止する方向で意見を述べているわけではございません。ただ、今美坂高原の現状を聞いたり、皆さんと話合いたいと思ったわけで、話をさせていただいてありますが、本来収入がなくてお金が出ていく、支出が多い、これがずっと暗黙の了解で続いていくのはやはりおかしいし、本当に真剣になって今美坂高原を考えないといけないのかと私は思っています。

ただ、私個人の意見ではありますが、あの規模、大きさの中で、全部をまた復活させて何かをやるなんていうことは絶対無理だと思います。ならば、一番手っ取り早くできるのは、やはり手前の駐車場のあの広さを生かす、また入り口の施設を生かす、それだけでも十分やっていけるのかと私は思っています。

ただ、中途半端にずっとちょこちょこ花を植えたり予算をかけて、もう施設が壊れていくのを待っていくのであれば、今思い切って予算を投じて、何かをやらないといけないのかと物すごく感じます。そういった中でコロナ禍、皆さんが思う、町長もおっしゃりましたが、キャンプとか、実際今では遅いのか、これからはやるのか。今のキャンプはもう車で、東京から車を借りてきて車に泊まる、それが主流ですから、そういったことも先を読んで、美坂高原の中に車を入れるキャンプなんかも考えていって、とにかく収入を得る方法を見つけないと、せめて土地の賃借料だけでもとらないとまずいのかと私は思います。

そういった中で、いろいろな中の施設も大分壊れました。修繕費も明日あたり上がるのかと思いますけれども、かえってああいいうところを直すより、それは明日の話になりますが、入り口の、今風の例えばトイレ、もう昔のトイレですね。あんなトイレ誰も多分使わないと思うんです。まずトイレを直したり、入り口の入場門の辺をきれいにしたり、あとは、問題は熊です。人を入れて熊が来たんではしょうがないのでやはり熊対策、そういったところで、やはり人を呼ぶ努力をしないとというか、町長もおっしゃるとおり、大林にも今は人すごく来ます。その客をどう回すか。全てがそういうところに係ってくるのかとは思っているんです。その先を言えば国道400号、あれも頑張ってなんとか開通させればもっと人が来るはずなんです、この三島町に。今回は美坂高原の話だからあれなんですけれども。人件費も草刈りばかりでかさむだろうし、そう考えれば、今草刈り機、物すごいのありますから。汗をかかないで草を刈る道具が、車のような草刈り機があります。ああいいうのを1台買っても、1人で十分草刈りできます、あの広さを。そういったことも考えて美坂高原の運営に力を入れていかないと、私はいけないのかと思います。

あともう一点、釣り場、あれは絶対に私は生かすべきだと思います。あそこまでのお金をかけてあの釣り場をやって、今現時点、あそこの釣り場の建物はもう駄目になったのですか。

○議長 地域政策課長。

○地域政策課長 まだあの中の確認はしてなくて大変申し訳ないですが、議員の皆さんも見てこられたと思いますけれども、昔の釣堀だと言われた水のところは全部今土砂で埋まってしまって、そこに多分天然のいろいろな木が生えてしまって、森林化しているような状況になっています。建物自体は多分全て崩れたとかそういう部分にはなっていないんですけれども、全然使っていない状況があるので、中はちょっとどうなのかというのはあると思います。

ただ、全く壊れて使いものにならないということではないかと思います。

○議長 大竹克昌君。

○8番 そうであれば、今現時点使えるのであれば、私はあの釣り場も復活させるべきだと思います。

今この近隣の町村、なかなか魚釣りをする場もなく、また河川関係、予算もつかないの
で魚も放せない状況にいるみたいです。やはり、あれだけの施設がある美坂高原でそういうのをやれば、もっとお客が来るはずなんです。ぜひ、行政が主体にはなれないので、実行委員会を立ち上げて今やるという答弁もらいましたが、恐らく桐の里産業あたりが入って動くのかと思いますが、その辺よく話合って、収入を得る方法を取りあえず得てもらいたい。春からあれだけの山菜とりが入っているのに、一方通行で誰も、例えば200円ずつもらっても、ちりも積もれば山となると思います。あそこに一人でも置くような形、または金土日に限ってお客を呼んでキャンプやらせるとか、そういった方向性を話し合っ
て出してもらいたいと非常に思います。大変でしょうが、頑張って美坂高原を復活させて
いただきたいと思います。

昔に戻って、今米がすごく下落しています。JAあたりは米半分畜産関係に走ろうとい
う話も聞いております。もう一回牛をあそこで飼うなんていうこともあり得るのかと思っ
ています、私は。すばらしい場所ですから。もしくは一番奥の畑ですか。今ニンニク業者
ちょこっと借りてやっていますが、ブドウづるを植えて、根が張ったらまたもう畑には戻
らないと思いますが、そういったところで、個人的に畑を借りたい人なんかに、畑とし
て区割りして貸してもいいのかなんとも思うし、そういう利活用をして、収入を考えて
いただきたい。そういうふうに強く要望します。

町長、今の町長が、美坂高原はやるって言いましたので、頑張ってその辺はやってもら
いたいと思います。先ほどの大林も出ましたので、大林も美坂も一緒に、今現在つながっ
ているルート、車も走れない状況になっています。そういったところも考えてもらってう
まくやってもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長 町長。

○町長 美坂高原は、昔は牧場というかベコ放して、100頭ぐらいいたんです。夏はやっ
て、あと秋には下ろすって、各農家に下ろしてやって、そういうことをやりながら、やは
りあそこは景観だろうということで、いろいろ石柱を、いろいろな人から寄附があったり、
あと百年杉のほうにも石柱がいっぱいあったり、あの石柱を見る人も結構多かった。今は
もうやぶの中にちょっとあって見えないって言うから、あの石柱をやはりどうして生かし

てくのかとか、あるいは今の農園をどういうふうに、例えば健康というテーマの中でどう
いうふうに生かしていくのか、あるいはイベント広場、あとはキャンプ、ある面では、あ
んなに奥までは要らないから、見える範囲の中で収入を得るというようなことをやはり考
えていかなきゃならないというふうには、そのためにはやはり水っていう、水が重要なポ
イントになると思いますから、その辺を含めて、なおまず職員と一緒に考えながら、いい
案を出していきたいというふうに考えております。

○議長 大竹克昌君。

○8番 ぜひ、力を入れて頑張ってくださいと思います。

その中で実行委員会、若い人の意見を入れてもらって、やはり古い私たちの意見よりも、
今の若い人たちの意見を聞いたほうが、時代に沿ったものになるものもあるかと思われま
す。もしくは、昔にやはり戻って、昔の何かやっていたものが今はやるのかもしれないし、
一部では美坂高原、あそこでカブトムシだとかクワガタを飼ったらすごくいいんじゃない
かなんて言われる方もおられます。そういうのも子供を呼ぶ一つのPRにはなると思いま
すし、ぜひやってもらいたいと思いますので、よろしくお願いします。

次に、新型コロナウイルス関係について質問しましたが、第4回目のワクチン接種とい
うことで、今順調に進んでいるというふうに理解しました。下の補正で金額つき次第進む
と思われていますが、今回のワクチンの種類は何になるのでしょうか。

○議長 町民課長。

○町民課長 今回、4回目のワクチンについてはモデルナを主として活用しますが、若干
ファイザーのワクチンも入ってくる予定でございますので、主軸はモデルナで行ってい
きたいというふうに思っております。

○議長 大竹克昌君。

○8番 そういった中で、何点か私も年配の方に聞かれたのですが、モデルナになるとい
うことをどこからか聞いたのか、その中で、モデルナって大丈夫なのって必ず聞かれるん
です、どういうわけか。ファイザーは許されるのか、モデルナは危なくないのかって言わ
れるんですが、その辺は、町民に対してどのような説明をしていますか。

○議長 町民課長。

○町民課長 モデルナ製ワクチン、ファイザー製ワクチンについて、いろいろマスコミ等
で、副作用の反応の状況が、ファイザー製よりモデルナ製のほうがちょっと高いのではな
いかと、確率が高いんじゃないかということになっておりますけれども、今現在はファ
イザーもモデルナもそんなことはないというふうな、今度国のほうからも最近出てきてお
ります。

なお、念のため、今回まだワクチンの接種券、明日以降配送をする予定ですが、ワクチ
ンのことについても同封させていただきまして、より安全であるという旨を町民の方に周
知していきたいというふうに考えております。

○議長 大竹克昌君。

○8番 ぜひ詳しい説明を、町民のほうによろしくをお願いします。

3回目までのワクチン接種は終わっています。本当に順調に進んだと思われています。これ

も行政の力かと私は思っております。

また、まず三島町は福島県下で2番目に少ないのか、人口も少ないせいもありますが、本当に素晴らしいと思います。役場職員も、一人も出ておりません。本当に皆さんの力だと私は思っています。これからもコロナウイルスに負けないように頑張って、町民のためにいろいろなものを進めていただきたいと思います。

次に、町のイベント等のことですが、これにつきましては、次に五十嵐議員のほうからも質問があると思われますが、開催する予定だということで進んでおられます。

イベント等開催されるのは、やはり消毒しながら、マスクをしながら進んでいくと思われるのですが、私今回に限ってちょっと言いたいのは、その後の慰労会、反省会、交流会などが、かなりいつも付き物になるわけですが、なかなかそこまで行政が主体となって、反省会をやるからみんなで飲み会をやろうなんてことはなかなか、今現時点では、声には出せないのかと思いますが、ここは思い切って、例えば今一番間近な県スポーツ大会、教育委員会主催であります、今回反省会はやらないんですよね。

○議長 生涯学習課長。

○生涯学習課長 県民スポーツ大会については、慰労会はなしということでございます。

○議長 大竹克昌君。

○8番 いや、別に私どうのこうの言いません。理解しています。

そこで、今こんな、コロナ患者が減っている状況でありますから、思い切ってやってほしかったと。もし一人でも出たら、それは教育長のほうにもしかしたら全責任が行くのかとは思われますが、でもやはり各課何か主体のイベントのときに、誰がやらないと、やはり行政からやってもらわないと、私たち議員も、町民もだし、動けないというのが何か現状であって、これから暑気払いでもなんでもそうですが、職員、申し訳ないですけども、先になって、町の例えば飲食業に行ってやってもらえれば、何か許しを得てみんなできるのかと、そういうイメージがあるんです。ぜひ町長、自ら先になってやってもらいたいです。

○議長 町長。

○町長 例を挙げてあれですけども、金山は、議会終わった後に大宴会をやります。朝日屋か風の谷かどうかはちょっと分からないんですけども、やったっていう話は聞いています。これだけは、ただやはりある面で、常識の範囲でそろそろいいのかと思うんです。やはりさっき言ったウィズコロナの時代に入って、少しやはりみんなで地域を、お金を回してもらわないと、なかなか大変だというふうには考えています。なればなるで批判を必ず食らうという、それを覚悟でやらざるを得ないでしょうと。うつんねえなという100%判断ができないし、うつる、うつらない、ただそれやっているといつまでも内向きになるから、外向きの気持ちというのも大事なのかと。

ただ、うちのほうは12人です。昭和、金山は19人、柳津は100人近いから、ただ檜枝岐は10人、だから非常に優良町村だっては言われている。初めてここで言いますけれども、それはみんな、行政ばかりじゃなくて、町民の力によってなんとか結果を出しているということだと思うんです、やはり。こまめにいろいろ情報を、町民の人に、怖いよ怖いよみ

たいな情報を流すっていうことですから、これもやれとも言うまいし、やるなとも言うまいし、ただその自分たちの、例えば4人以上でやっても今度いいわけですから、その辺を含めて考えていただきたいというふうには思います、本当に。

○議長 大竹克昌君。

○8番 なかなか皆さん難しい立場だと思います。そんなに私、やれなんて強くは言えません。ただ、心のどこかに置いてもらって、町民のために、町の職員を使っただいて、最初にやはり動いてもらいたいと思いました。

そういった中で、最後になりますが、何が生じないか、万全かということで、これは改めてお聞きし、皆さんでもう一回、例えば今言ったとおり、飲み会でも何でも、基本に戻って、消毒をして、マスクをして、なかなか難しいですが、町のためにみんなで盛り上げてこれから頑張っていかなくちゃいけないのかと思って質問させていただきました。

町民課長、コロナ関連は一番大変だと思います。これからも頑張って町の、町民のために尽力を注いでいただきたいと思います。コロナに負けないで町を活性化させないといけないと思います、全てにおいて。酒飲みをやれなんてさっき言ったのは冗談に聞いてもらって、町民のためにみんなでこれからも頑張っていきたいと思います。何とぞよろしくお願いし、一般質問を終わります。

○議長 次に、3番五十嵐健二君。

なお、持ち時間は2時43分までになります。

○3番 3番五十嵐であります。

私のほうからは、2点について質問をさせていただきます。

まず第1点目は、三島町の今後のDXについて伺いたいと思います。

町は、三島町DX推進基本方針を立ち上げ、それをベースにDXを進めていくものと考えますが、基本方針を見ても、18の指針と、様々な取組事項に対する取組方針が書かれているだけで、今後どのように進めていくのか、そのことが表示されていません。DXに対して、今後の進め方について伺います。

2点目は、三島町の各イベントについて伺います。

現在、新型コロナウイルス感染症予防のために会津工人まつり、雪と火のまつりなどが中止という状況になっておりますが、これらが町に与える経済効果、またいろいろなところに与える波及効果は、町にとって非常に大きなものだと考えております。今後、このようなイベントに対する町の考え方を伺います。

以上2点、分かりやすい答弁をよろしくお願いいたします。

○議長 町長。

○町長 3番五十嵐議員の、第1項目のご質問についてお答えいたします。

昨年度の基本方針を基に、今年度より具体的な行動に移すための実施計画を策定いたします。人事異動もあったことから、新たなメンバーで6月7日に第1回三島町DX推進計画策定プロジェクト会議を開催したところであります。

計画策定の進め方について、職員自身も勉強しながらとなりますので、専門的な方の意見を参考にすべく、県に今相談し、進めているところであります。

2点目の、三島町の各イベントについての考え方を伺うということでございますけれども、議員ご指摘のとおり、当町にとっては、観光イベントによる町PRと誘客はとても重要なものであり、当町の交流人口ひいては関係人口の拡大に大きく寄与しております。工人まつりをはじめとする工芸関連事業における町の経済効果は大変大きなものもあり、計り知れないほどのお金が落ちるんじゃないかというふうには考えております。ものづくりに携わる方々はもとより、宿泊場、飲食業、交流業にも波及効果が大きいと考えております。

また、只見川第一橋梁ビューポイントを観光資源とし、奥会津の新たな観光としてのインバウンド事業も好評をいただき、これから入り込み増というときに新型コロナウイルスが拡大し、全ての流れが一気に止まってしまいました。これまでの経済効果は全てなくなるという想定外の事態となり、関係される方、関係される方々の影響は甚大なものと考えております。

1年後には落ち着くという期待を持ち、この状況に対応してきましたが、既に3年が経過してしまいました。委員ご指摘の三島町が進めてきたこのイベント、あるいは事業等の今後の考え方ですが、新型コロナの終息とはいかなくても、現状は様々な制限が緩和され、経済活動が復活しております。当町においても、今後はイベントや各誘客事業については、国県のガイドライン等を精査しながら、町としての感染対策を検討し、開催する方向で進めてまいりたいと考えております。

○議長 再質問を受けます。五十嵐健二君。

○3番 まず、DXの件であります。町でこれから進めようとしているDXは、町の再構築ってような考え方で進めてくるものだと考えておりますが、この町にとってDXを進めていくっていう事業、今後の行政に関して結局重要な課題であるのかどうか。その辺のところ、ちょっと町の考え方をお聞きしたいんですけども。

○議長 副町長。

○副町長 DXのほうの、推薦するプロジェクトのリーダーということで参加しております。

今回のDX、この構築につきましては、今後の行政の重要課題ではないか。もちろんこれはもう国を挙げてやっている事業であります。それを今、県、市町村、地方自治体のほうで実際に動き始まっているという状況だというふうに思います。ですから、このDXに対する支援についても、もう県も、国についても、先へ先へって出すよりは、何か順次出しているっていう感じでしょうか。準備が整えばその支援策を出してくるというような感じですので、そういった支援策の中身なども確認しながら進めたいと思っています。

去年も振興局のお力をお借りしまして、講師の派遣ですか、そういったことで、職員の講演していただきました。今回もそういったような形で、国の支援もありますので、そちらの制度も見ながら、専門家の先生を招聘しまして、そのつくり方ですとか、そういった最先端の技術ですとか、そういったものをお聞きしながら、三島に導入できるもの、そういった点で策定していければというふうに思っています。大変重要な事業だというふうに考えております。

○議長 五十嵐健二君。

○3番 そういうふうな考えでおられるのであれば、国とか県とかではなくて、三島町独自に進める必要があるのではないかというふうに考えるんです。本当に必要だというふうに考えているならば、私は磐梯町のほう、オンラインでちょっと提出させていただきましたけれども、磐梯町はもう国が始まる前から必要だということを考えながら進めているわけです。

その内容に関しても、本当理解するのには、もう本当に理解できないような内容でありまして、町の姿勢を見てみますと、何かDXを進めること自体に関しては、今広域でも進め、連携をとるといような考え方で進めているわけですが、何と云うか町の考え方が、人ごとのような考え方で進んでいるのかというふうにしか捉えられないんです。

DXを推し進めるということは、効率化を図ることではないと思うんです、事業の。文書を見れば、町民のサービス向上だとか、福祉の向上を目指すというふうに書いてあるところではありますが、そういった町民に対するサービスの向上というのは一体どんなことなんだということも考えながら進めているのかどうか。町民の方からそういった質問があったときにちゃんと答えられるのかどうかというののもちょっと不思議なんです。その辺のところまだ疑問なんですけれども、そういったビジョンを持ちながら、実際にそのDXを進めるような考えでいられるのかどうかちょっとお伺いしたいと思います。

○議長 副町長。

○副町長 これは昨年、今の質問にもございましたけれども、広域のほうで、会津振興局を中心に策定しました「人生100年時代 会津地域自治体広域連携指針」ということで策定しました。そこにも書かれてありますように、いわゆる効率化を図るのが目的ではなくて、効率化を図った上で職員の時間、それを処理する時間を効率化させて、その職員の時間が新しいサービスに向かうようにしていくんだと、それが最終的な目標だというふうにうたっていますし、私もそのように認識しています。ですから、今やっている業務の効率化は当然やっていかなくてはいけないし、国では業務の標準化ということで、介護ですとか、税ですとか、戸籍ですとか、住民票ですとか、そういった共通した業務については、国中心に標準化を進めています。それはそれで進めていただいて、我々はその部分以外でも、三島町でやっている業務の中で効率化が図れる、そういったものを考えながら、最終的にはやはり町民の方が便利になったな、よかったな、役場職員がよく相談のってくれるなというようなことをイメージしながら進めたいということで、職員のほうもそのような考え方で進めております。

○議長 五十嵐健二君。

○3番 これは、DXを進めるということは、今いろいろな高齢化問題、あるいは人口減少問題もそうですけれども、少子高齢化もそうです。いろいろな問題がある中で、それを、いろいろな問題を今後どういうふうに考えていく、本当にそのDX化を進めるということは、今のデジタル化をさらに深く考えながら進めていくっていうふうな観点で見ているのかというふうには考えるんですけれども。

まず、第一に必要なことは、役場の行政DXというのも必要だと思うんですけれども、

町民への理解を求めることも必要なんではないのかというふうに考えて、地域DXというのは、町民の方々もいろいろ入ってくるようなDXの進め方ではないのかというふうに考えるわけです。そういった場合に、町民に理解を得るためには、町民に説明をしなければならぬわけですね。この基本方針の中にもオープンデータというふうなことを書いてありますけれども、このオープンデータというのは、外部に出すだけのものではないと思うんです。まず町民の人たちに理解をしていただいて、町民の人たちに説明したときに、いろいろな意見、質問が出たら、それを説明するのが町の責任ですから。そういったような形で、町民の方も参加できるような形をとっていかないと、行政主導で行っているというふうに思われがちになってしまうのではないのかという心配があるんです。そういった場合に、その町民へのサービス、それは一体何なんだというふうに、町民のほうから言われたときに、私たちもこうなんだというふうな、その自信が出てこないというか、自信がないような感じがするわけです。

ですから、町でしっかりと、このDXを進める上では、ビジョンをしっかりと持っていて、町民への説明責任というか、そういったやつも必要となりますし、前にマイナンバーカードの件で質問したときも、町のほうでは認知、周知を深めるために、テレビなどでそのことを町民に周知するような説明もありましたし、専門員を招聘して町のDXを進めるんだというようなことも、その中で話が出てきたわけです。予算もとってあるわけです。ただ、基本この指針ですか、基本方針ですか、それを出した、その中身を見てみると、何というか、何かぼやけて見えて、全然その先が見えてこない。しっかりしたやり方をやっていかないと、このDX化というのは本当に難しい問題だというふうに考えるわけですが、町の取組方が、そういったことに対しての取組方が、ちょっとこちらには見えてこない部分が多いんです。

ですから、そのDXに関して、町が今後どのように取り組んでいくのか。基本方針は出したので、これからいろいろなタイムスケジュールを考えながら、いついつまでにはそういった形にしていきたいというふうな考え方を持って行っているのかどうか。その辺のところはどういうふうに考えているのか、ちょっとお伺いします。

○議長 副町長。

○副町長 先ほどの答弁の中で、1回目のプロジェクトを開催させていただきまして、その中で、取りあえずといいますか、昨年まで、やはり業務効率化調査ですか、業務にどれだけ時間かかるかという調査をしましたので、それは会津の振興局中心の事業でして、各町村とも同じような流れの中で調査したということです。そういった予備調査というんですか、事前調査というか、そういったようなのをやってありまして、今回そういったデータもあるから、そういったものを生かしながら、新たに、再度見直ししてもらって、そういった業務がないかどうかということで、各課のほうに今投げかけているところです。

ですから、去年の資料といいますか、調査の結果ですとかそういったものを利用しながら今スタートしたということでありまして、ただ今後の進め方ということがあるので、3月にはやはり計画ということで皆さんにお示しするということを目標にしております。具体的な、何月に、大体月1くらいではやっていかないと中身って詰まってこないだろう

ということで、月1くらいの程度の開催で進めるんですけれども、その進め方、中身についてはやはり専門家、先ほど言いました専門家の先生のお話を聞きながら進めたほうがよろしいだろうということです、多分7月に、先生の日程と合わせて、そういう話を聞きながら、改めて進め方、具体的にできるのではないかというふうに考えております。

ただ、そういった状況ですので、先ほど言いました、五十嵐議員の言う町民への説明理解といいますと、なかなかこれはこうだということまでまだ行っていないのかと思います。ただ、昨年作成しました方針、ぼやっとしているというようなご指摘ですけれども、あれがやはり、我々が今出せる、デジタル化に対する姿勢だというふうに考えております。

○議長 五十嵐健二君。

○3番 皆さんも御存じだと思うんですけれども、磐梯町、西会津町は最高責任者っていう専門の方を招聘して進めているわけですね。ただ、町の場合は、このプロジェクト会議を開催したっていうふうになっているわけなんですけれども、その中にはそういった専門の方は入っていたわけですか。

○議長 副町長。

○副町長 メンバーの中には入っておりません。職員だけで立ち上げているプロジェクトです。

そこで、先ほど言いましたように、専門家の方を招聘しながら、知識とか技術ですとか、そういったものを身につけていこうということで、専門家の方は来ていただくように考えてございます。

○議長 五十嵐健二君。

○3番 今の話、分かるのは分かるんですけれども、私から言わせていただければ、役場の中にデジタル化なりそういった専門の部署を設けて、本来であれば役場の中にそういったことに詳しい方が、職員でいらっしゃれば一番いいとは思いますが、そういった方がいない場合でしたら、やはりそういう専門員をつくるためには、そういったことに本当に専門的な人を招聘して、まず何から始めていいのか、そういったところから、専門的な人からのアドバイスを得ながら進めていくのが普通の考え方じゃないのかというふうに思うわけです。

これ、広域の中にも出ていましたけれども、このデジタル化というのは町の再構築っていうような話で書いてあるわけですね。全てを見直すような形で、見直すというか考え方を変えるというわけではないとは思いますが、今後の町の進め方をその中で考えていくっていうような形になってくると思うんですけれども、そういったことを進める上では、このプロジェクト会議の中には、その専門職の方がいらっしゃらなければ、その開いた時点でも先に進んでいくのかどうかというのは、ちょっと心配なんです。その辺のところは何も考えていないわけですか。

○議長 副町長。

○副町長 まさしく五十嵐議員のおっしゃるとおりで、私も第1回目でプロジェクトのメンバーにお話ししましたが、やはりこの技術というか、今使っているソフトですとかそういったものが非常に日進月歩であると。いろいろな技術も新しく生まれてくるし、

だからこれは今つくれる具体的なもので、つくれるものでつくっていかうと。これは振興計画の見直しと同じで、毎年ローリングで見えていって、新しい技術は入れていきましょうというような形で進めていかないと、これ1回つくって、5年後っていう話にはならないから、毎年見直しをかけるような形で、今できること、それを毎年積み重ねていって、もしそれが時代遅れといいますか、そういうものになったら落としていく、そのローリング、それを徹底して継続させていくというのが、一番最初のプロジェクトメンバーでお話しした中身ですので、そういうような形でないと、多分計画というのは、具体的なものが出てこないんじゃないかというふうにイメージしています。

ただ、このことについても、先ほど言いました先生、専門家の方のご意見ですとか、そういったものを伺いながら決めていきたいと思いますが、私のイメージとしては、今あるのはそういうイメージで計画策定していくのかというふうに思っております。

○議長 五十嵐健二君。

○3番 今話されたことは、理解はできるんですけども、DXを進めるということは、いろいろな部署、いわゆる担当課の中の問題も出てくるわけですね。今までいろいろ出てきた防災関係のDXもあれば、いろいろな地域でのDXとか、いろいろな分野にそのDXというのは出てくるわけですけども、そういったところをつなぎ合わせながらやっていくっていうふうな段階になった場合に、やはりその専門家の意見というのは非常に大きいと思うんです。だから、柳津の場合は西会津町の最高責任者をアドバイザーというような形で招聘してやっているわけですけども、三島町の場合は、その先生がいて、それを聞いて、1か月に1回とかなんか聞いてやるっていうことに対しては、何か本当に専門的な中身がしっかりと出来上がっていくのかどうかというのは、ちょっと不安になるね。

これ、DXというのをちゃんと、しっかりやっていかないと、さっきも言ったように業務の効率化だけで終わってしまうような形になったんでは、これはDXを進めるというような形ではなくなってくると思うんです。それは、各課でやっているようなIT化っていうふうな問題になってきますので、DXを進める以上は、町がこのように変わってきているんだというような形になってこないでは、ちょっとおかしくなってくるんじゃないのかと。町のいわゆる今後の将来像ですね。そういったやつも関連してくるわけですから、やはり専門家の意見というのは非常に大切になってくるんじゃないのかと。その進め方に関しては。その進め方、専門家の人が入ってきての進め方に対して、やはりそこに職員の方が一人でもついて、しっかりとDXの進め方について勉強していくというのも、やはり人材というのは大変重要だと思うんです。

ですから、人材をつくる上でも、そのプロジェクトチーム、もうそれはこれから必要だと思うんですけども、やはり今総務課で、担当職員3名ですね、これ。DX担当のほうの職員。それも、普通の仕事をやりながらDXを進めるなんていうことは、まず不可能じゃないのかというふうに考えるわけです。ですから、職員を育成する、その人材を育成する上でも、担当職員をしっかりとつくっておいて進めないとなかなかうまくいかないのかというふうに考えるわけですけども、現在そのDXの職員3人の方、一体DXのこと、どんなふうなことをやっておられるわけですか。

○議長 総務課長。

○総務課長 今現在そのDXのプロジェクトの取りまとめということで、総務課が担当してございます。

やはりその職員そのものにつきましても、兼務という立場でございますので、通常業務をこなしながらDXをどう進めていくかということを課内で協議しているところでございます。

○議長 五十嵐健二君。

○3番 これ広域連携でこれから進めていくっていう問題もあるわけですけども、さきの新聞で、会津振興局長の高野さんですか、あの方が今後広域を進めていく上ではDXが鍵だというふうに、新聞で出ていたわけです。このDXという進め方は、やはりいろいろな、その広域連携もそうなんですけれども、やっていく上では本当に重要な問題だっていうふうに考えるわけです、町で進めるDXは。それは各町村、それを独自に進めているとは思わんですけれども。

三島町にとって、DXの進め方をどういうふうにしていくんだと言われた場合に、今のようプロジェクトチームをつくってっていうふうなことは、普通は、一般的にはそういうふうな形で進めるのかというふうに考えるわけですけども、このDXに関しては、本当に専門職の方がいらっしゃらないとなかなか進むような状況にはなっていないのかというふうに考えるわけです。これは総務課、地域政策課、町民課、全てそうなんですけれども、その横のつながり、縦のつながり、全ての面からいろいろな、この見る視点ですか、それをいろいろな部分から見て、これが一番いいんだというような形を、DXを押し進める上で、その事業でも何でも決定していくのかというふうに考えるわけですけども、そういった中で、先ほどから私言っているような、専門家っていうふうなことを、招聘するような考えはないわけですか。

○議長 副町長。

○副町長 五十嵐議員のお話聞きましたけれども、専門家を置いてやるっていうようなものももちろん予算取りはしておりますが、今後進める中で、やはりそういった進め方がよろしいのではないかとということになれば、当然補正予算ですとかそういったものが必要となってきます。ただ、今はプロジェクトで進めているというような流れですので、今後そういった必要性に応じまして、臨機応変に対応していきたいと。

取りあえずは国の制度、県の制度を使って専門家のお話を聞きたいというふうに考えております。

○議長 五十嵐健二君。

○3番 すみません、令和4年度から令和6年度の実施計画の中の行動計画の中で、毎年500万円の予算取ってあるわけですね、DX。その予算というのは、一体何に使うような予算なわけですか。

○議長 副町長。

○副町長 振興計画のほうに載せてありますけれども、ざっくりとした数字であります。何を頼むっていうことではないんですが、DXを進める上では必要な経費が出てくるとい

うことでの計上であります。

500万円の積算については、申し訳ございませんが明細でやっているものではなくて、ざっくりとした予算取りといいますか、イメージとして、その項目にやはり予算がないんではおかしいということでの計上であります。

○議長 五十嵐健二君。

○3番 町でDXを進めるっていう、それは重要な案件だというふうに考えているわけですよ。その中で、実施計画に出ている予算は、それは実際にざっくりとした予算で、そのDXにどういうふうに使うか、それは全く未定であるというような形での予算取りというのはあるわけですか。

結局、500万円という予算が上がっているのでしたら、その中で、今年はこういうふうな形でこれぐらいの予算を使いたいとかっていうようなあれではないわけですか。これ、結局3年で1,500万円という予算を取っているわけですよ。予算というか、その行動計画の中で。それは全くの未定だというんだったら、なぜここに、その行動計画の中にこの500万円を3年にわたって載せているのか、その辺のところの説明をお願いします。

○議長 地域政策課長。

○地域政策課長 実施計画の中で上げさせていただきました、私当時担当でしたのでお答えさせていただきます。

その前に、副町長からお話あったとおり、業務の効率化ということで、業務量調査をさせていただきました。なかなかそこから出てくる課題を整理していくという部分が一番最初のDXの根幹であるということで、私も当時、担当の頃、それこそ今お話出ている柳津の藤井先生とか、西会津の方からお話ししている中で、まずは役場のほうで業務をちゃんとしっかり把握し、それを改善する方法をやっていかないと、併せて町民の、五十嵐議員がおっしゃるとおり、町民の方の意識を改革していかなければいけないという部分が一番取り組むのに大変な事業であるということを聞いておりました。

業務量調査をやっている中で、三島町には何の課題があるのかというのが出てきます。それは、私たちもなかなかちょっと判断しづらいところがあるということもありましたので、その年出てきた部分は、改善できる中で、委託料であったりという部分で500万円と、ちょっとこれが幾らかかるという見積りをとったわけではございませんので、まずは最初計画づくりで300万円を上げまして、その後、その業務改善とかそういう部分に係る経費として上げております。なので、今副町長からお話あったとおり、具体的に見積りをとって何百万円、これに委託料で何百万円ということではなくて、出てきた課題にそういう対応をしていかなければいけないという部分も入れて500万円ずつを上げたということでございます。

○議長 五十嵐健二君。

○3番 ちょっと意味が分からないんですけども、一応行動計画ですよ。DXを進めるという考えを基に行動計画を立てるわけですよ。そしたら、やはり予算というふうに、500万円という金が上がっている以上、それは何に使うんだ、こういうふうにするんだというふうなところがあってしかるべきではないのかと考えるわけですけども、ざっく

りとした予算で、現在はその予算を使う予定はないと。そういうような考え方でよろしいわけですか。

○議長 地域政策課長。

○地域政策課長 副町長言われたとおり、具体的にこれに使うというのが今まだ出ていない状態でございます。計画組んだときでもあれなんですけど、今も、基本方針は出たところあるんですけども、まずではどれに取り組むという部分がちょっと、具体的な部分が出てきていません。

あの当時から言った部分では、やはり今一番三島町が直面しているのは、ＩＰ告知とかそういう部分の具体的な取組で、座談会でも進めさせてもらったことあるんですが、ただそれをやるのかというので500万円という話ではないので、そういうものを整理しながら、では今年はこれにかけていこうということで、目標、その年度々々で立てていかなければいけないと思いますが、実施計画の中では、大変申し訳ないですけども、目標としてこの３年間で何かに取り組んでいくという部分を上げていかなければいけないということで、上げました。

ただ、具体的にＤＸの中のこれをやるってということではなく、大変申し訳ないですが、業務量調査で出てきた部分、町が持っている課題の部分、その年で調査しながらやっていくというところでございます。

○議長 五十嵐健二君。

○３番 そういうふうに話されるとちょっとあれなんですけれども、町では、ＤＸの事業に関しては、重要な事業であるというふうな説明はされるわけですね。ただ、専門家を招聘してやるのかといったらそうではなくて、プロジェクトチームの中で今後の計画を進めていくと。そういった中ではその専門の人に、専門の人というか先生に来ていただいて、説明を聞きながらこれから進めていく。

実際にＤＸを進めていくその行動計画っていうか、実際に動き出すのは、一応予定としてはいつなわけですか。これは、今年中にそういった形の計画を立てるわけですか。

○議長 副町長。

○副町長 今イメージしているのは、３月に計画をお示しして、その中でできるもの、いわゆる来年ですか、次年度以降に取り組めるものというのが出てくると考えておりますので、そういった、間に合うような形で予算取りとかしていきたいというふうには思っています。

ただ、今説明しましたように、具体的にこれをやるというのがまだ決まっていないので、予算取りもできていないということでもあります。

○議長 五十嵐健二君。

○３番 基本方針をつくりましたよね。基本方針をつくったというのは、これからこの進め方をしっかりと考えていく上での、そのベースとなるための基本方針ではないのかというふうに私は考えているわけなんですけれども、これを見ると、その説明だけで終わっているわけですね。ただ、今回つくるやつがどういうふうな形でつくられるのかちょっと分からないんですけども、来年になってこれをつくりました、こういう形でつくりましたの

話ではないんです、実際。ではD Xをどうして進めていくんだ、どうやって進めていくんだ、D Xは一体何なんだっていうような形、本当しっかり分かっているなければ、どういふような形で、事業でD Xを進めていくのかというのは、私でもそんなこと説明できませんので。とにかく行政の中にそういうしっかりした考え方を持っておられる方を一人でも置いてやっていかないと、実際にD Xを進める上で、何から始めていいのかというふうなことをいろいろ考えてしまう。ある部分、ある部分から始めていくんだというのは分かるんですけども、全体を考えながら進めていかないと、その部分、部分で、全体がどうなんだというような考え方というのが、私には見えてこない。全体を考えながらいろいろな部分を考えていくというのは分かるわけですけども、しっかりとした全体像をつくっていないと、どのようにD Xを進めていくんだというふうなことになる、ちょっと理解できないんです。

だから、町としてどういうふうにしてD Xを進めていくのか、本当にD Xが必要だ、重要だって考えているならば、さっきから言っているように、その専門の方を招聘するっていうような考えはないのかどうなのか。その辺のところをちょっとお伺いしたいんです。

○議長 副町長。

○副町長 何度も同じお話になってしまうと思います。

専門家を招聘しないのか。先ほど答弁したのは、進める中で必要だというふうにして判断できた場合は、五十嵐議員の提案されているその専門家を招聘して選任というのか、そういったようなやり方も出てくるのかもしれませんが、今まではっきりと、確かに五十嵐議員のご質問にはっきりと答えられないというのは、まさしくこの計画をつくっている中で、スタートの時点でまとまっていなくていいですか、そういったことなので明確に答えてはられないんですけれども、進めていく中で、やはり専門家の招聘が必要だ、配置しないとイケないというのであればそのように配置していくということでありまして、今はまだ招聘しますとか、専門官を、専門員を置くとか、そういったことまでは考えていないということでございます。

○議長 五十嵐健二君。

○3番 先ほどから言っていますように、プロジェクトチームを立ち上げて、そこで決めるっていうふうな話ですよ。私が言っているのは、そのプロジェクトチームの中にその専門職の人がいないと、今後どういうふうな形で進めていくのか、その将来像をどういうふうな形でつくっていくのかというのが見えてこないんじゃないのかというふうに思うわけです。だから専門職を、そういった中に一人でも入れて進めていくのが一応、一番やりやすい形ではないのかというふうに思うわけですけども、専門職は、そのプロジェクトチームの中で、こういうことに必要だったら専門職をそこに入れましょうという考え方とは全然違う、話が。初めから専門職を入れて、その全体像を考えながら進めていく必要があるんじゃないのかというふうに考えるわけですけども、やはり町では、専門職は、そのプロジェクトチームの中でいろいろ進めていく中で、それで必要だから専門職をそこへ入れるっていうような考え方で進めていくわけですか。

○議長 副町長。

○副町長 何回も答弁させてもらって申し訳ありません。

今はそういうふうに進めている段階であります。今ご指摘を受けていますので、今後やはり五十嵐議員の言うようなやり方でないと進まない、効果が上がる計画ができないというのであればやはりそのような形になっていくかと思いますが、今ここで専門家を入れて進めていくというような答弁まではいかないということでもあります。

○議長 五十嵐健二君。

○3番 なるべく専門員の方を入れてやっていただきたいと思いますので、その辺のところはもう一度考え直していただきたいと思います。

あと、もう一つお願いがあります。先ほど言われたように、いわゆる町民の方への説明というか、その情報を、オープンデータです。情報を出していく。町民の方々がいろいろ、このDXを進める中で、町のほうでこういうふうな形でっていうふうな情報を出してやれば、質問なり、意見なり言う方は出てくると思うんです。そういったことが町民参加につながってくるのではないのかと。町民参加で、そういったことが、話が出てくれば、間違いなくこれは説明責任が町のほうに出てきますから。そういった形で、町民の人たちからいろいろな意見、質問が出て、それに対して町が答えて、いわゆるその町でやるこういった事業に関して町民の理解を得られるというのは、前にも話したように、マイナンバーカードを普及させる上でも絶対的に必要なかというふうに考えるわけです。

ですから、前に言われた、町の情報はホームページなりなんなり見れば出ているんだというような話ですけども、高齢者の方はそういったホームページなんてなかなか見る機会ないんです。そのような場合は、実際に町でテレビ放映しているわけですから、テレビの中でいろいろなそういった情報を流すというのも一つの手だとは思っています。ですから、まず町民の方へそういった情報を流すということも考えていただきたいというふうに思うわけです。

絶対に行政主導で、全て出来上がった時点で町民に説明するっていうようなことのないように進めていただきたいんです。これは最初から言っているように、業務の効率化ではなくて、最終的には町民へのサービスの向上だとか福祉の向上だというふうなことをうたっているわけですから、やはり町民への説明というのは絶対に必要なことであると思うので、そういったことを進めていただきたいというふうに思います。

それでは、第2点の、このイベントについてです。この経済効果というのは非常に大きいというふうに考えております。いろいろなところに波及効果もあります。それで、町として、今回秋口にちょっとした、小規模な工人まつりのようなイベントを開催するっていうような話も聞きましたけれども、その内容についてちょっとお伺いしたいんですけれども。

○議長 地域政策課長。

○地域政策課長 今まさにちょっと内容を詰めておるところでございまして、またこれも役場主導にならないように、一度町民の皆さんから意見交換会をいただきました。工人まつりをやるのであれば工芸館前でやっていただきたいと。制限になってから、あそこの会場でやるのが工人まつりだろうということで、今その方向で進めておりまして、10月の

中旬くらいをめどに、ただちょっと先ほどからあるとおり、三島町がこれまで取り組んできた感染対策がどこまで、どういうふうに対応するかという部分、フリーでやるのか、町のことを、状況を考えたときに、町の感染対策で来る人を制限するのか、そこら辺も含めて、今度は実際に出店していただける団体の方とか、そういう方たちと、実行委員会みたいな形で、こちらもう一度意見を聞きながら、一緒に運営していただける方、町独自の考え方にならないように進めてまいりたいと思っております。

なので、規模感の縮小といったときには、来場者数の制限なのか、制限とか、あとは出店する人数、出店数、今まで180店舗あったんですけれども、それをどこまで減らすとか、あと飲食はどうするのかということをやっと今検討している段階でございます。

○議長 五十嵐健二君。

○3番 会津工人まつり、毎年6月に行われているわけですがけれども、3年間中止ということになっておりますよね。来年から始めたとしても、元通りに戻るには多分時間がかかると思うわけです。

それよりも、やはり心配なのは、3年間ものづくりを高齢者の方がやっていない、少しずつやっていると思うんですけれども、そういったときに、一番心配なのはその気力ですよね。3年間やっていなくて、来年から始めますからってというような形で入ったときに、そういった高齢者の方々が、ものづくりに対する気力を失っていないのかというのも一つ心配なわけですが、その辺のところは工芸館とかなんかで、そういった、今までものづくりやっている人たちに対するいろいろな、話を聞いたり、そういったことは、今実際行っているわけですか。

○議長 地域政策課長。

○地域政策課長 工芸館もやはり、今までやってたものづくり教室を全部中止しております。町民の方に限っては、工人の館に来ていろいろものづくりしたり、指導もあったんですが、やはりぜひ、前みたいにやはりみんな集まってものづくりしたいという思いもあって、なかなかやはり一人だと、家だとつくる気にならないというのはあったそうです。あと、工人まつりが無いというので、やはりちょっと気力が持てないというか、そこに向かってやはりいろいろものづくりしていた、3月、10月にやっていた工芸品展もあったので、その目標がないというのは、ちょっと皆さん少しやはりつくる意欲がなくなっているということは話聞いておるところでございますが、今この状況の中で、少しずつものづくり教室も復活している中では、やはり申込みがあつてきて、少しずつ皆さんそういうふうにもものづくりの日常が戻ってきているのかと思っております。

○議長 五十嵐健二君。

○3番 やはりこの工人まつりは、物をつくる人たちのある意味お祭りでございますので、やはりそういった気力がなくなってくるというのが一番心配なわけです。

あと、やはり工人まつりに関して言えば、たくさんの方が訪れるわけですから、その経済効果、最初に言ったように経済効果だとか、いろいろな波及効果というのは非常に大きいものがあるというふうに考えております。

それで、来年の話になるわけですがけれども、今の状況であれば、町として、感染

防止の対策は取っていただくような形で行うというのは分かります。ただ、実際にそういったような対策を取りながら、今の工人まつりにしても、雪と火のまつりにしても、開催するというような強い考え、そういったものを持って、今その対処をこれからしていくのかどうか。その辺のところをちょっとお伺いします。

○議長 地域政策課長。

○地域政策課長 議員ご指摘のとおり、強い意志を持ってもう開催していくという方向で進んでおりますが、それにはどのような感染対策とか、どういう制限を持っていくかというのちょっと試しながら、今年10月にやってみたり、3月には全国展もありますので、そちらのほうの開催もちょっと検討したりしながら、6月、次年度の工人まつりがフルでできるかどうか検討しながら考えていきたいと思っています。

○議長 五十嵐健二君。

○3番 今感染者が非常に少なくなってきた、国でも、東京都あたりでも都民割りだとか、今GOTOトラベルですか、そうではなくて、名前が変わってというような形で、国のほうでも進めているわけですから、人の動きもこれから活発になってくるのかと。感染症対策も、4回目のワクチン接種も始まるわけですから、やはりどこからか動いていかないと、なかなかこれ急にイベントを始めますからっていうふうな形になったとしても、なかなかうまくいくのかというふうな心配もあります。

ですから、先ほど大竹議員が言われたように、酒飲みの話ではないんですけども、どこからか始めていかないと、やはり始まっていかないと。言われているとおり、ウィズコロナっていうふうな形で、やはり今行われているイベントなんかも、今後開催する必要があるのかというふうに考えるわけです。ですから来年、今年状況っていうふうなことも考えていかなければならないのかと思うわけですが、これは町、工人の人たちはもちろんですけども、町の人たちにとっても大変活力のあるようなイベントですから、できれば来年は中止ではなくてやっていただきたいというような思いもあるわけですが、これはいろいろな意見を聞きながら進めなければならぬというふうに考えますけれども、ぜひそういった考え方で今後イベントを考えていただきたいと思います。単に中止ではなくて、やはり感染防止をとりながら進めていくと、そういった考えで進めていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思っています。

以上で私の質問を終わります。

○議長 以上で一般質問を終結いたします。

お諮りいたします。休憩をとりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 2時45分まで休憩といたします。(午後2時30分)

◇

◇

◇

○議長 再開いたします。(午後2時45分)

◎陳情第1号の審議(質疑・討論・採決)

○議長 日程第6、陳情第1号、国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出を求める陳情書を議題といたします。

事務局、朗読説明をお願いいたします。

(事務局長朗読)

○議長 お諮りいたします。

本陳情は、会議規則第90条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。よって、本陳情は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(討論なし)

○議長 討論なしと認めます。

陳情第1号、国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出を求める陳情書を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、陳情第1号は、原案のとおり可決されました。

◎散会

○議長 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後2時50分)